

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会 第4回条例委任検討部会資料

資料1 高齢者保健福祉専門分科会への報告（案）について・・・2

- I 福岡市条例制定についての検討状況（概略）・・・・・・・・・・3
- II 介護サービス事業等の条例案についての検討内容・・・・・・・・4

資料2 中間報告（案）～パブリック・コメント素案～について・12

- I 福岡市条例制定についての概略・・・・・・・・・・13
- II 福岡市独自基準案・・・・・・・・・・15
- （参考）福岡市独自基準案（表）・・・・・・・・・・21

- 別添1 介護サービス事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例作成に係る第1回意見募集の結果について
- 別添2 介護サービス事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例作成に係る第2回意見募集の結果について

高齢者保健福祉専門分科会への報告（案）について

I 福岡市条例制定についての検討状況(概略)

1 条例委任検討部会での検討状況

回数	開催日	検討内容
第1回	平成24年3月29日	(1) 部会長・副部会長の互選 (2) 第1回意見募集の開始について
第2回	平成24年5月21日	(1) 第1回意見募集の結果について (2) 福岡市の独自基準案の検討について (3) 第2回意見募集の開始について
第3回	平成24年7月9日	(1) 第2回意見募集の結果について (2) 介護サービス事業等の基準についての福岡市の考え方 (3) 福岡市独自基準についての検討項目及びその対応の方向性について
第4回	平成24年7月17日	(1) 専門分科会への報告について (2) 中間報告(案)～パブリック・コメント素案～について

2 意見募集の概要と結果

	第1回	第2回
実施時期	平成24年3月7日～5月1日	平成24年5月22日～6月15日
対象	事業者、関連団体（1,700程度）	市民 事業者、関連団体（1,800程度）
周知方法	・福岡市ホームページで周知 ・事業者へFAXにて依頼 ・関連団体へ個別依頼	・福岡市ホームページ、市政だよりで周知 ・事業者へFAXにて依頼、集団指導で周知 ・関連団体へ個別依頼
内容	厚生労働省令をホームページに掲載し、意見募集。	厚生労働省令をわかりやすく整理した表及び検討項目案等をホームページに掲載し、意見募集。
意見の数	30	18

3 介護サービス事業等の基準を条例に定める際の基本方針等について

(1) 基準の検討についての基本的な考え方

- | |
|---|
| <p>① 介護報酬等の変更は行わない</p> <p>② 従うべき基準は、基本的に変更しない
(変更する場合は、介護報酬等にかかわらない軽微なもの、または、すでに福岡市が国基準を上回る内容で実施しているものとする。)</p> <p>③ 参酌すべき基準を重点的に検討する</p> |
|---|

(2) 介護サービス事業等を条例に定める際の基本方針

① 厚生労働省が示している各基準省令ごとに条例を定める。

厚生労働省が示している現行の基準省令に基づき事業が行われており、従来からある各基準省令に沿って定めることで、円滑に条例に移行することができる。

② 福岡市の実情を踏まえ、独自基準を定めることがより適切と判断した内容を除き、現在の国の基準を引き続き条例上の基準とする。

厚生労働省が示している現行の基準省令に従って適切な事業運営、サービス提供が行われており、福岡市が独自に定める内容を除き、従来どおりの各基準省令と同じ内容を定めることで、円滑な事業継続が図られる。

③ 福岡市の独自基準は、市民や事業者等の意見募集の内容等を参照しつつ、個別具体的に検討して定める。

利用者の利便性、事業者等の事業運営に与える影響、今までの基準に係る意見等を踏まえ、より適切で実情に合った独自の基準を定める。

4 福岡市独自基準を定めることについて検討した項目数

意見募集で出た検討項目	24
事務局から提案した検討項目	26
項目数合計	50

→ 意見数は48件であるが、1つの検討項目について複数の者から意見が出されたものもあるため、24項目となっている。

5 上記検討項目の対応

A 条例等で福岡市独自基準を規定するもの	23
B 要綱等の運用で福岡市が対応するもの	10
C 現行の国基準どおり	17
項目数合計	50



福岡市独自基準として、「パブリック・コメント」を行う。

【検討項目への対応例】

A 条例等で福岡市独自基準を規定するもの

● 暴力団の排除	全般
<p>☞ 役員などが暴力団排除条例に定める暴力団等でない旨の規定を追加。</p> <p><現行法令> 規定なし</p> <p><基準設置の理由> 福岡市暴力団排除条例に基づき、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要がある。なお、条例委任されていないサービスについても新たに追加して定める。</p>	

● 特別養護老人ホームの居室の定員	特別養護老人ホーム
<p>☞ 多床室の定員を緩和。</p> <p><現行法令> 1人、ただし必要な場合は2人とすることができる。(夫婦部屋への対応)</p> <p><基準設置の理由> 多床室の定員は「1人」に改められているが、現に入所している利用者の負担増の問題等から、施設の改築・改修においては必要な場合が想定されるため、「居室の定員は1人とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は4人以下とすることができる。」と規定する。</p>	

B 要綱等の運用で福岡市が対応するもの

● 定員を超えて入居できるやむを得ない事情の明確化	施設系サービス・短期入所
<p><現行法令> 入所定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p><理由> やむを得ない事情については、個別具体的に判断する必要があるため、今後検討し、必要があれば要綱等の運用の中で対応していく。</p>	

C 現行の国基準どおり

● 認知症対応型通所介護と、通所介護との併設の場合の設備の専用規定の緩和	通所系サービス
<p><現行法令> 認知症対応型通所介護の施設は専用とすること、ただし介護の提供に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p><理由> ただし書きで介護の提供に支障がない場合は利用を認められており、それ以上の要件緩和は利用者処遇の低下を招くため、現行の基準どおりとする。</p>	

Ⅱ 介護サービス事業等の条例案についての検討内容

※条例等: 条例または規則

No.	分類	種別	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
1 条例等で福岡市独自基準を規定するもの・・・23項目							
1	介護 保険法	全般	—	（暴力団の排除） 役員などが暴力団排除条例に定める暴力団等でない旨の規定の追加を検討。	※申請者の基準について、在宅サービス、地域密着型サービス以外は、条例委任されていない。	—	福岡市暴力団排除条例に基づき、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため、条例等に規定する。 なお、条例委任されていないサービスについても暴力団排除の規定を新たに追加して定める。
2	設備 基準	特別養護老人ホーム	参酌すべき基準	（特別養護老人ホームの居室の定員） 多床室の定員緩和を検討。	1人、ただし必要な場合は2人とすることができる。（夫婦部屋への対応）	1	多床室の定員は「1人」に改められているが、現に入所している利用者の負担増の問題等から、施設の改築・改修においては、必要な場合が想定されるため、「居室の定員は1人とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は4人以下とすることができる。」と条例等に規定する。
3	設備 基準	グループホーム	従うべき基準	（グループホームの居室の面積） 9.9㎡（約6畳）以上を確保することを検討。	一つの居室の床面積は7.43㎡（約4.5畳）以上とする。	—	（既に福岡市が行っている内容を条例等で規定する） グループホームは、利用者が自宅で使い慣れた家具等を持ち込む場合もあり、快適な住環境を確保するため、9.9㎡以上として条例等に規定する。なお、平成21年度から当該面積基準を公募要件に付して対応している。
4	設備 基準	施設系サービス 短期入所	—	（多床室におけるプライバシーの配慮） 間仕切りを設置する等、プライバシーに配慮した仕様とする規定を検討。	規定なし	—	多床室であってもプライバシーへの配慮は必要であるが、一方、パーテーション等の設置には、採光やスペースの課題もあるため、努力規定として条例等に規定する。
5	設備 基準	施設系サービス	参酌すべき基準	（浴室、トイレの構造） 出入口の幅等、介助を考慮したものにする規定の追加を検討。	【浴室】 ・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。 ・一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設ける。 【便所】 ・療養室のある階ごとに設ける。 ・プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。 ・常夜灯を設ける。	1	介護が必要な車いす利用の入所者が浴室、トイレを使用する際に、支障なく設備を利用できるようにするため、各出入口の有効開口幅を介護者を考慮した幅100cmを確保することを条例等に規定する。 なお、特別養護老人ホームについては、平成23年度から当該項目を公募要件に付して対応している。 <福岡市福祉のまちづくり条例 整備マニュアル> ・車いすが通過できる最低幅 80cm ・車いすがとおりやすい幅 90cm ※100cmの考え方 車いすがとおりやすい幅（90cm）に介護者を考慮したもの。

No.	分類	種別	一括法の基準の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
6	設備基準	施設系サービス 居住系サービス	—	(バルコニーなどの設置) 2階以上の建物の場合、バルコニーや屋外階段の設置を検討。なお、バルコニーは、車いすが通行可能な幅で検討。	規定なし	—	①施設系サービス バルコニーは、非常災害時に一時避難場所や避難経路となるため、条例等に規定する。バルコニーの幅は、車いすが通行可能な内法90cmとする。また、バルコニーは建物の周囲全てが望ましいが、最低、各居室からバルコニーを通り、災害発生箇所を迂回する避難経路を確保する。 なお、特別養護老人ホームについては、平成22年度から当該項目を公募要件に付して対応している。 階段は、建築基準法施行令により施設系サービスの建築物において、5階以下の階の対象階の居室面積が100㎡を超える場合は、直通階段を2か所以上、屋内階段・屋外階段のどちらの避難階段でもよいと規定されており、バルコニーから通じる屋外階段の設置は事業者さらに過大な負担となるため、規定しない。 ②居住系サービス 居住系サービスのうち定員が小規模（18人以下）の事業所は、利用定員が少ないことや事業者の負担増が伴うことから、バルコニーや屋外階段の設置を一律に設けることは適当ではないため、要綱等の運用で対応する。
7	設備基準	特別養護老人ホーム	—	(介護老人福祉施設の設備規定) 汚物処理室の設置を検討。	規定なし (老人福祉法の特別養護老人ホームには規定されている。)	—	老人福祉法の基準では、汚物処理室の設置が定められているが、介護保険法の基準では設置の規定がなく、統一を図るため、条例等に規定する。
8	設備基準	全般 ※訪問系サービス・ 福祉用具サービス・ 居宅介護支援 を除く	—	(手すりの設置) 必要な部分に手すりの設置を検討。	規定なし (老人福祉法の特別養護老人ホームには規定されている。) <特別養護老人ホーム> 廊下及び階段には、手すりを設けること。	1	施設・居宅系サービスにおいても、廊下及び階段に手すりを設けることは、利用者の安全を確保する観点から必要であるため、特別養護老人ホームにあわせて条例等に規定する。
9	運営基準	全般 ※ 軽費老人ホーム・ 特定施設・ 養護老人ホーム を除く	—	(サービス内容及び手続きの説明及び同意) 文書により同意を得ることの義務化を検討。	規定なし (軽費老人ホーム、特定施設には規定されている。) <軽費老人ホーム> 当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。	—	口頭での同意であっても契約は成立するため、現行では書面による同意までは求められていないが、軽費老人ホーム等を除くサービスにおいても、利用者と事業者の双方を保護する観点から、書面による契約は必要であるため、軽費老人ホーム等にあわせて条例等に規定する。
10	運営基準	施設系サービス 居住系サービス 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 居宅介護支援	—	(サービス提供記録の利用者への提供) 利用者からサービスに関する記録の提出の申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する規定の追加を検討。	規定なし (在宅・通所系サービスには規定されている。) <訪問介護> 利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	—	施設・居住系サービス等においても、利用者からサービス提供に関する記録の提出の申し出があった場合は、その情報を提供することは必要であるため、在宅・通所系サービスにあわせて条例等に規定する。

No.	分類	種別	一括法の基準の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
11	運営基準	施設系サービス 短期入所 居住系サービス 小規模多機能型 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 複合型サービス	従うべき基準	(サービスの取扱方針) 身体拘束廃止等への取り組み姿勢や、やむを得ず実施する際の手続きの追加を検討。	利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	—	(既に福岡市が行っている内容を条例等で規定する) 国の解釈通知「身体拘束ゼロ作戦の推進について」で示されているが、身体拘束廃止への取り組み姿勢を明示して廃止に取り組むことは、高齢者の尊厳、生活の質の維持・向上のため不可欠である。また、やむを得ず実施する際の手続きを明記することで、手続きの遵守が一層図られるため、条例等に規定する。
12	運営基準			(サービスの取扱方針) 身体拘束記録に記録すべき事項に「身体拘束に至る具体的経緯や状態」「解除予定日」「解除に向けた具体的取り組み」等の追加を検討。	身体拘束の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。	—	(既に福岡市が行っている内容を条例等で規定する) 国の解釈通知「身体拘束ゼロ作戦の推進について」に基づき、「身体拘束廃止委員会」等により施設全体で検討すべき内容であるため、現状でも検討・記録されているが、身体拘束廃止の推進をさらに進めていくため、条例等に規定する。
13	運営基準	全般	参酌すべき基準	(研修機会の確保) 具体的な研修計画を策定するとともに、研修結果を記録し、計画的な人材育成の仕組みを検討。	従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 <高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条> 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。	—	従業者の資質の向上を図り、適切な利用者処遇を行うためには、具体的な研修計画を策定し、各種研修を計画的に実施することが重要なため、研修計画の策定については条例等に規定する。なお、研修結果の記録は国の解釈通知に定められているため、要綱等の運用で対応する。 また、計画的な人材育成の仕組みについては、今後運用の中で対応を検討する。
14	運営基準			(研修機会の確保) 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、従事者への研修の実施等の措置を講じる努力規定の追加を検討。		—	高齢者虐待防止の一層の徹底を図るため、条例等に規定する。
15	運営基準			(研修機会の確保) 研修の機会の中に外部研修の追加を検討。		1	従業者の資質の向上を図るためにも外部研修は有効なものと考えられるため、条例等に規定する。
16	運営基準	施設系サービス 居住系サービス 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 短期入所	参酌すべき基準	(非常災害対策) 想定される非常災害の程度、規模別に具体的な計画を策定し、近隣住民、医療機関等との協力体制や連携体制の構築等の追加を検討。	非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	—	非常災害に関する具体的な計画については、施設系サービス等では、多くの要介護者・要援護者等が入所しており、非常時災害対策をさらに推進する必要があるため、当該施設の立地条件等を個別に検討し、予想される災害の種別（例：地震、風水害、土砂災害）に応じて個別に作成することを条例等に規定する。また、他のサービスは個別の作成までは義務付けないが、努力規定を設ける。 近隣住民、医療機関等との連携体制の構築等については、国の解釈通知に定められているため、要綱等の運用で対応する。
17	運営基準	特定施設 短期入所	—	(衛生管理等) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の作成や研修の実施などを規定することを検討。	規定なし (特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定されている。) <特別養護老人ホーム> 感染症及び食中毒のため ①対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催 ②指針の整備 ③職員に対し研修を定期的実施 等	—	特定施設・短期入所においては、ノロウィルスやインフルエンザが集団発生しており、特別養護老人ホーム等と同水準の衛生管理の徹底を図る必要があるため、条例等に規定する。

No.	分類	種別	一括法の基準の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
18	運営基準	全般	参酌すべき基準	<p>(重要事項の掲示) ①事業所においては見やすい場所に運営規程の概要のほか重要事項を掲示することとなっているが、冊子等で閲覧できるようにしている場合も掲示と同等と見なし、「又は閲覧できるように」を追加することを検討。 ②重要事項の掲示は、場所をとるため縮小（A4→B5サイズ）も可能とすることを検討。</p>	介護サービス事業者等は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	1	在宅系サービスは小規模事業所が多く、掲示場所に苦慮している実態がある。また、掲示はしているものの文字は小さく掲示の目的を達成していない場合もあり、閲覧を可能とした方が現実的な対応であるため、条例等に規定する。掲示物の縮小については、今後運用の中で対応を検討する。
19	運営基準	特定施設 短期入所	—	<p>(事故発生の防止の対応) 事故発生防止のための委員会の開催、指針の作成や研修の実施などを規定することを検討。</p>	規定なし （特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定されている。） <特別養護老人ホーム> 事故発生防止のための指針の整備、委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。	—	特定施設・短期入所においては、一定程度の事故が発生しており、特別養護老人ホーム等と同水準の事故防止の徹底を図る必要があるため、条例等に規定する。
20	運営基準	全般 ※施設系サービス・ 養護老人ホーム・ 軽費老人ホーム・ 居宅介護支援を除く	—	<p>(事故発生時の対応) 事業者の市町村等への連絡に「速やかに」の追加を検討。</p>	規定なし （施設系サービス等には規定されている） <特別養護老人ホーム> 入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	1	在宅系サービスにおいても、事故発生時の対応では「速やか」な対応が必要なため、施設系サービス等にあわせて条例等に規定する。
21	運営基準	全般	参酌すべき基準	<p>(サービス提供記録等の保存期限) 保存期限を5年に延長を検討。</p>	保存期限は完結してから2年とする。	2	介護報酬の返還請求時には5年前までの書類の確認が必要であるが、現基準の保存期限2年のままでは確認すべき書類が既に廃棄されているため、保存期限を5年に延長することを条例等に規定する。なお、保管場所の確保等の事業者負担の軽減も踏まえ、保存期限を5年とする書類は介護報酬請求に関連する書類に限定する。その他の書類（苦情・事故発生時の対応記録等）は、現行の国基準どおり2年とする。
22	介護保険法	居宅系サービス 地域密着型サービス	—	<p>(申請者の基準) 申請者の法人格を検討。</p>	市長が条例で定めるもの。	—	改正前の介護保険法で規定されていた基準（法人であること）を変更する特段の事由はないことから、この基準を福岡市の基準とする。
23	介護保険法	特別養護老人ホーム	—	<p>(入所定員) 地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設の入所定員を検討。</p>	①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を、29人以下であって、指定権者の条例で定める数。 ②介護老人福祉施設の入所定員を、30人以上であって、指定権者の条例で定める数。	—	改正前の介護保険法で規定されていた基準（①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29人以下。②介護老人福祉施設の入所定員は30人以上。）を変更する特段の事由はないことから、この基準を福岡市の基準とする。

No.	分類	種別	一括法の基準 の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
2 要綱等の運用で福岡市が対応するもの・・・10項目							
1	人員 基準	全般	従うべき基準	<p>（生活相談員の資格要件） 生活相談員の資格要件の明確化を検討。</p> <p>（意見）生活相談員の要件緩和 ・介護福祉士等の資格で実務経験数年以上の者にも資格を与える。 ・生活相談員は介護の業務も兼務することが多く、介護福祉士は利用者との接し方や技術が備わっている。 ・介護福祉士が生活相談員として認められている県もある。</p>	社会福祉主事又は同等以上の能力を有すると認められる者とする。	6	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 社会福祉主事又は同等以上の能力を有すると認められる者の範囲は要綱等の運用で対応する。（従来、指定権者であった県が要綱で定めていたものと同様に取り扱う。）
2	運営 基準	施設系サービス 居住系サービス 短期入所	—	<p>（施設が準備すべき用品） 歯ブラシやおむつ代など、介護報酬の範囲に含まれるものと自己負担になるものを明示することを検討。</p>	規定なし （国の解釈通知等に記載されている。）	1	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 国の解釈通知等で例示列挙等の形で示されているが、福岡市でも同様に通知やホームページ等で解釈を示す方向で検討する。
3	運営 基準	施設系サービス 短期入所	参酌すべき基準	<p>（定員の遵守） やむを得ない事情の明確化を検討。</p>	入所定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	—	やむを得ない事情については、個別具体的に判断する必要があるため、今後検討し、必要があれば要綱等の運用の中で対応していく。
4	運営 基準	施設系サービス 居住系サービス 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 短期入所	参酌すべき基準	<p>（非常災害対策） 備蓄用の非常食、飲用水、日用品等の確保など、非常時の対応の追加を検討。</p>	非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	—	備蓄用の非常食等の物資の確保については、非常災害に対する具体的計画の中で定める内容であり、要綱等の運用で対応することとし、努力規定で検討している。 なお、現在は、平成24年3月に福岡県が作成した「防災計画策定マニュアル」において示された（物資の備蓄等の）考え方を活用している。
5	運営 基準	グループホーム	参酌すべき基準	<p>（広告） 広告してよい範囲と方法の明確化を検討。</p>	内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	1	広告の内容が虚偽又は誇大なものである場合には、苦情相談や実地指導において対応しているが、今後運用の中で対応を検討する。
6	運営 基準	全般	参酌すべき基準	<p>（苦情処理） 苦情を処理するために講じる処置の概要の追加を検討。</p>	苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	—	（既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する） 必要な措置は、国の解釈通知に定められており、要綱等の運用で対応する。
7	運営 基準	地域密着型サービス	—	<p>（地域との連携） 市側から日常生活圏域内にある介護事業所が集まる機会を設けることを検討。</p>	規定なし	1	地域の介護事業所の連携については、今後福岡型地域包括ケアシステムを検討する中で検討していきたいと考える。

No.	分類	種別	一括法の基準の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
8	運営基準	施設系サービス 養護老人ホーム 軽費老人ホーム グループホーム	—	(市町村への空床状況の報告) 施設系サービス事業者は、毎月末に市に空床状況をメール等で報告し、その情報を市はホームページに掲載することを検討。	規定なし	1	入所希望者へのサービス向上の観点から、今後の運用の中で対応を検討する。
9	運営基準	特別養護老人ホーム	—	(社会福祉法人減免) 社会福祉法人減免の実施について規定の追加を検討。	規定なし	—	(既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する) 社会福祉法人減免の実施は、事業者の費用負担も一定程度あり、一律に規定を定めることは適当でない。なお、新規開設事業者については、平成23年度から当該項目を公募要件に付して対応している。
10	運営基準	特別養護老人ホーム	—	(福祉避難所の設置) 福祉避難所の設置について規定の追加を検討。	規定なし	—	(既に福岡市が行っている内容を要綱等の運用で対応する) 福祉避難所の設置は利用者の処遇に直接関わらないことから、一律に規定を定めることは適当でない。なお、新規開設事業者については、平成24年度から当該項目を公募要件に付して対応している。
3 現行の国基準どおり・・・17項目							
1	人員基準	全般	従うべき基準	(職員の配置) 職員配置の増について検討。 ①看護介護職員 (入所者2.5人につき1人にする等) ②リハビリ職員等 ③看護職員の夜間配置 ④生活相談員等	①入所者3人につき1人 ②入所者100人につき1人等 ③配置基準なし ④入所者100人につき1人等	15	職員配置の増については、介護報酬等の引き上げを招くため、現行の国基準どおりとする。
2	人員基準	グループホーム 小規模多機能型	従うべき基準	(職員の配置) 職員配置の緩和について検討。 ①グループホームや小規模多機能型の人員基準にある、日中の延べ配置時間の規定を廃止。 ②ユニット毎に管理者を常勤専従とする規定を廃止。	①利用者3人につき1人の職員配置に加え、日中の介護職員の延べ配置時間の規定がある。 ②ユニット毎に常勤専従。ただし、管理上支障がない場合は、当ユニットの他の職務に従事し、同一敷地内にある他事業所の職務に従事できる。	2	職員配置の緩和については、利用者処遇の低下を招くため、現行の国基準どおりとする。
3	設備基準	施設系サービス	参酌すべき基準	(施設系サービスのユニット定員) 定員の明確化を検討。	おおむね10人以下。	—	福岡市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき特段の事由はないことから、現行の国基準どおりとする。
4	設備基準	短期入所	標準	(短期入所の利用定員) 利用定員の緩和を検討。	単独型は利用定員20人以上。	—	平成19年の消防法令の改正により、275㎡以上の施設にはスプリンクラーの設置が義務づけられているが、20人未満の短期入所施設では、275㎡未満となり、消防法の安全に関する規定が緩和されるため、安全性が確保できなくなる。 また、小規模定員の事業所では、サービス運営の安定性や人員基準を満たす面から課題があるため、現行の国基準どおりとする。

No.	分類	種別	一括法の基準の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
5	設備基準	通所系サービス	—	送迎車両に事業所名の表示の努力規定を検討。	規定なし	4	レンタカー等を使用している事業所もあり、一律に規定することは適当でないため、現行の国基準どおりとする。
6	設備基準	通所系サービス	参酌すべき基準	認知症対応型通所介護と、通所介護との併設の場合の施設は専用とせず、相互で利用できるよう設備要件の緩和を検討。	認知症対応型通所介護の施設は、専用とすること、ただし介護の提供に支障がない場合はこの限りでない。	1	ただし書きで介護の提供に支障がない場合は認められており、それ以上の要件緩和は利用者処遇の低下を招くため、現行の国基準どおりとする。
7	設備基準	施設系サービス	参酌すべき基準	<p>（従来型施設における廊下幅） 廊下の一部を拡張することにより、入所者、従業員等の往来に支障がない場合は片廊下の幅1.5m以上、中廊下の幅1.8m以上とすることを検討。 （ユニット型の基準にあわせて緩和する）</p>	<p>※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設 【従来型】 片廊下の幅 1.8m以上、 中廊下の幅 2.7m以上 【ユニット型】 片廊下の幅 1.5m以上、 中廊下の幅 1.8m以上</p> <p>・国の解釈通知に「ユニット型特別養護老人ホームにあっては、多数の入居者や従業員が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。」とされており、アルコーブを設けることなどにより、入居者、従業員等がすれ違う際にも支障が生じないと想定している。 ・ユニット型介護老人保健施設にも国の解釈通知で同様に示されている。</p>	—	国の解釈通知に「介護老人福祉施設における廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。」とされているため、安全性確保の観点から現行の国基準どおりとする。
8	運営基準	介護老人保健施設	参酌すべき基準	<p>（入退所） 退所に際して、地域包括支援センターとの連携の追加を検討。</p>	居宅介護支援事業者・主治の医師・保健医療サービス等との連携に努めなければならない。	—	介護老人保健施設を退所して在宅復帰する人の多くは居宅介護支援事業所と連携している。地域包括支援センターとの連携については、現状でも必要に応じて連携しているため、現行の国基準どおりとする。
9	運営基準	通所系サービス	—	<p>（利用料等の受領） 「事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用」について基準の明確化を検討。</p>	規定なし （国の解釈通知に記載されている。）	1	国の解釈通知に「費用については、実費相当分を設定すること」とされているため、現行の国基準どおりとする。

No.	分類	種別	一括法の基準の位置づけ	具体的な検討項目	現行法令（内容要約）	意見件数	方向性及び理由
10	運営基準	地域密着型サービス	参酌すべき基準	（取扱方針の外部評価） 外部評価は、介護サービス情報公表と重複するため、どちらかに統一を検討。	自ら提供する介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	1	外部評価は、事業者が行うサービスの客観性を高め、サービスの向上を図るものである。一方、介護サービス情報公表は、利用者のサービス選択を支援するため客観的な事実情報を公表するものである。両制度の統一は、利用者サービスの低下を招くため、現行の国基準どおりとする。
11	運営基準	施設系サービス 短期入所 特定施設	参酌すべき基準	（介護における入浴の回数） 入浴回数の増を検討。	週2回以上の入浴・清拭。	—	入浴回数を増やすことは、入浴介助に従事する職員を加配する日が増加するなど、人件費増につながり、介護報酬等の引き上げを招くため、現行の国基準どおりとする。
12	運営基準	夜間対応型訪問介護	—	（事業の連携） 夜間対応型訪問介護の充実を図るため、訪問介護や訪問看護と連携したサービス形態の創設を検討。	規定なし	1	サービスの創設は条例委任の対象外。 なお、平成24年度に創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業」は同様のサービスと考える。
13	運営基準	訪問介護	参酌すべき基準	（居宅サービス計画の取扱い） 居宅サービス計画の内容に縛られず、訪問介護計画を柔軟に変更できることを検討。	訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問介護を提供しなければならない。	1	居宅サービス計画は、ケアマネジャーが利用者の希望と状況を把握し、サービス担当者会議を経て、利用者の同意のもと作成されるものであり、居宅サービス計画に沿わない自由なサービス提供は、介護保険制度の趣旨に添わないため、現行の国基準どおりとする。
14	介護報酬	グループホーム	—	（医療連携体制加算） 医療連携体制加算は、准看護師でも可とする加算要件の緩和を検討。	規定なし （医療連携体制加算は、正看護師の配置を要件としている。）	1	介護報酬の加算要件の緩和は条例委任の対象外。
15	介護報酬	訪問リハビリテーション	—	（訪問リハビリテーション計画における医師の指示） 訪問リハビリテーションは当該事業所の医師の診療に基づきサービスを提供することとなっているが、主治医（かかりつけ医）の指示だけでもサービスを提供できることを検討。	規定なし （訪問リハビリテーションの計画は、当該事業所の医師の診察に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならない。）	1	介護報酬の算定要件の緩和は条例委任の対象外。
16	—	通所系サービス	—	（通所介護等の開設規制） 通所介護や通所リハビリテーションの開設は、特定施設等の総量規制のように、事業所が多い地域には規制することを検討。	規定なし	1	事業所の開設申請に制限を設けることは、条例委任の対象外。
17	—	特別養護老人ホーム	—	（特別養護老人ホームを設置できる法人の緩和） 特別養護老人ホームの設置は、社会福祉法人等だけでなく、介護実績のある民間法人にも緩和することを検討。	規定なし （特別養護老人ホームを設置できるのは、社会福祉法人等。（老人福祉法））	1	特別養護老人ホームを設置できる法人の資格は、条例委任の対象外。

意見件数合計 48

中間報告（案）～パブリック・コメント素案～について

I 福岡市条例制定についての概略

1 条例制定の背景

介護サービス事業等の人員・設備・運営基準等は、これまで介護保険法等に基づき、厚生労働省令で最低基準が定められ、当該省令が、全国一律の基準として適用されていた。

国の進める地域主権改革により、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（いわゆる第1次一括法及び第2次一括法）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行され、介護保険法・老人福祉法・社会福祉法が改正された。これにより、介護サービス事業等の人員・設備・運営基準等について、地方自治体の条例に定めることになった。

2 厚生労働省令で示された基準の分類

厚生労働省令では、介護サービス事業等の人員・設備・運営の基準等について、新たに「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」の3類型が示され、地方自治体は、この分類に従い、具体的な基準を条例で定めることになった。

区 分	「従うべき基準」	「標準」	「参酌すべき基準」
法的効果	法令に必ず適合しなければならない基準 (条例の内容を直接拘束する)	通常よるべき基準	法令を十分参酌しなければならない基準

3 新たに福岡市条例で定めることとなる基準

区分	新たに条例で定める基準省令	種別
施設サービス	・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)
	・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	介護老人保健施設
	・指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	介護療養型医療施設
	・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	養護老人ホーム
	・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	軽費老人ホーム
居宅サービス	・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション (デイケア) 短期入所生活介護 (ショートステイ) 短期入所療養介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売
地域密着型サービス	・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス) 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス

居宅介護支援 介護予防支援 ※	・指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準 ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	居宅介護支援 介護予防支援
-----------------------	--	------------------

※ 居宅介護支援，介護予防支援の基準の条例委任については，第180回通常国会で審議中

4 福岡市条例で定める基準の主な内容（例 介護老人福祉施設）

主な項目		主な内容	
基本方針		サービスの基本方針	
人員 基準	従業者の数	生活相談員	1人以上(入所者100人に対して1人以上)
		介護・看護職員	入所者3人に対して1人以上
		介護支援専門員	1人以上(入所者100人に対して1人以上)
		その他	医師，看護職員の配置等
設備 基準	居室	定員1人(夫婦部屋は2人)，一人当たり床面積10.65㎡以上	
	廊下幅	1.8m以上，中廊下は2.7m以上	
	火災その他非常災害対策	必要な設備	
	その他	食堂，機能訓練室，洗面設備，便所，浴室等	
運営 基準	内容及び手続きの説明	あらかじめサービスの内容を説明し，同意を得て，提供を開始	
	サービスの取扱方針	サービス計画に基づき提供，身体拘束の禁止等	
	勤務体制の確保等	従業者の勤務体制の確保，研修の機会の確保等	
	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画の作成，避難訓練の実施等	
	衛生管理	感染症及び食中毒まん延防止の措置等	
	事故発生防止	事故の発生又はその再発を防止するため必要な措置等	
	記録の整備	サービス提供に関する記録を，完結の日から2年間保存等	
	その他	定員の遵守，掲示，秘密保持，広告，苦情処理，地域との連携等	

5 福岡市条例制定についての検討状況

回数	開催日	検討内容
高齢者保健福祉専門分科会	平成24年3月29日	(1) 保健福祉審議会への諮問について (2) 条例委任検討部会の設置 (3) 条例委任検討部会委員の指名
第1回条例委任検討部会	平成24年3月29日	(1) 部会長・副部会長の互選 (2) 第1回意見募集の開始について
第2回条例委任検討部会	平成24年5月21日	(1) 第1回意見募集の結果について (2) 福岡市独自基準案の検討について (3) 第2回意見募集の開始について
第3回条例委任検討部会	平成24年7月9日	(1) 第2回意見募集の結果について (2) 介護サービス事業等の基準についての福岡市の考え方 (3) 福岡市独自基準についての検討項目及びその対応の方向性について
第4回条例委任検討部会	平成24年7月17日	(1) 専門分科会への報告について (2) 中間報告(案)～パブリック・コメント素案～について
高齢者保健福祉専門分科会	平成24年8月7日	(1) 中間報告(案)～パブリック・コメント素案～について

6 意見募集の概要と結果

	第1回	第2回
実施時期	平成24年3月7日～5月1日	平成24年5月22日～6月15日
対象	事業者、関連団体（1,700程度）	市民 事業者、関連団体（1,800程度）
周知方法	・福岡市ホームページで周知 ・事業者へFAXにて依頼 ・関連団体へ個別依頼	・福岡市ホームページ、市政だよりで周知 ・事業者へFAXにて依頼、集団指導で周知 ・関連団体へ個別依頼
内容	厚生労働省令をホームページに掲載し、意見募集。	厚生労働省令をわかりやすく整理した表及び検討項目案等をホームページに掲載し、意見募集。
意見の数	30	18

7 介護サービス事業等の基準を条例に定める際の基本方針等について

(1) 基準の検討についての基本的な考え方

- ① 介護報酬等の変更は行わない
- ② 従うべき基準は、基本的に変更しない
(変更する場合は、介護報酬等にかかわらない軽微なもの、または、すでに福岡市が国基準を上回る内容で実施しているものとする。)
- ③ 参酌すべき基準を重点的に検討する

(2) 介護サービス事業等を条例に定める際の基本方針

① 厚生労働省が示している各基準省令ごとに条例を定める。

厚生労働省が示している現行の基準省令に基づき事業が行われており、従来からある各基準省令に沿って定めることで、円滑に条例に移行することができる。

② 福岡市の実情を踏まえ、独自基準を定めることがより適切と判断した内容を除き、現在の国の基準を引き続き条例上の基準とする。

厚生労働省が示している現行の基準省令に従って適切な事業運営、サービス提供が行われており、福岡市が独自に定める内容を除き、従来どおりの各基準省令と同じ内容を定めることで、円滑な事業継続が図られる。

③ 福岡市の独自基準は、市民や事業者等の意見募集の内容等を参照しつつ、個別具体的に検討して定める。

利用者の利便性、事業者等の事業運営に与える影響、今までの基準に係る意見等を踏まえ、より適切で実情に合った独自の基準を定める。

8 福岡市独自基準を定めることについて検討した項目数

意見募集で出た検討項目	24
事務局から提案した検討項目	26
項目数合計	50

→ 意見数は48件であるが、1つの検討項目について複数の者から意見が出されているものもあるため、24項目となっている。

9 上記検討項目の対応

A 条例等で福岡市独自基準を規定するもの	23
B 要綱等の運用で福岡市が対応するもの	10
C 現行の国基準どおり	17
項目数合計	50

福岡市独自基準として、「パブリック・コメント」を行う。

【条例等で福岡市独自基準を規定するものの例】

● 暴力団の排除

全般

☞ 役員などが暴力団排除条例に定める暴力団等でない旨の規定を追加。

<現行法令>

規定なし

<基準設置の理由>

福岡市暴力団排除条例に基づき、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要がある。なお、条例委任されていないサービスについても新たに追加して定める。

● 特別養護老人ホームの居室の定員

特別養護老人ホーム

☞ 多床室の定員を緩和。

<現行法令>

1人、ただし必要な場合は2人とすることができる。（夫婦部屋への対応）

<基準設置の理由>

多床室の定員は「1人」に改められているが、現に入所している利用者の負担増の問題等から、施設の改築・改修においては必要な場合が想定されるため、「居室の定員は1人とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は4人以下とすることができる。」と規定する。

● 非常災害対策

施設系サービス・居住系サービス・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
短期入所

☞ 想定される非常災害の程度、規模別に具体的な計画の策定を追加。

<現行法令>

非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

<基準設置の理由>

非常災害に関する具体的な計画については、施設系サービス等では、多くの要介護者・要援護者等が入所しており、非常時災害対策をさらに推進する必要があることから、立地条件等を個別に検討し、予想される災害の種別（例：地震、風水害、土砂災害）に応じて個別に作成することを規定する。また、他のサービスについては、個別の作成の努力規定を設ける。

● サービス提供記録等の保存期限

全般

☞ 保存期限を5年に延長。

<現行法令>

保存期限は完結してから2年。

<基準設置の理由>

介護報酬の返還請求時には5年前までの書類の確認が必要なため、保存期限を5年に延長する。なお、保管場所の確保等の事業者負担の軽減も踏まえ、保存期限を5年とする書類は介護報酬請求に関連する書類に限定する。その他の書類（苦情・事故発生時の対応記録等）は、現行の基準どおり2年とする。

Ⅱ 福岡市独自基準案

1 暴力団の排除	全般
<p>☞ 役員などが暴力団排除条例に定める暴力団等でない旨の規定を追加。</p> <p><現行法令> 規定なし</p> <p><基準設置の理由> 福岡市暴力団排除条例に基づき、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため。なお、条例委任されていないサービスについても新たに要件を追加して規定する。</p>	
2 特別養護老人ホームの居室の定員	特別養護老人ホーム
<p>☞ 多床室の定員を緩和。</p> <p><現行法令> 1人、ただし必要な場合は2人とすることができる。（夫婦部屋への対応）</p> <p><基準設置の理由> 多床室の定員は「1人」に改められているが、現に入所している利用者の負担増の問題等から、施設の改築・改修においては必要な場合が想定されるため、「居室の定員は1人とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は4人以下とすることができる。」と規定する。</p>	
3 グループホームの居室の面積	グループホーム
<p>☞ 一つの居室の床面積は、9.9㎡（約6畳）以上。</p> <p><現行法令> 一つの居室の床面積は7.43㎡（約4.5畳）以上とする。</p> <p><基準設置の理由> グループホームは、利用者が自宅で使い慣れた家具等を持ち込む場合もあり、快適な住環境を確保するため9.9㎡以上と規定する。 なお、平成21年度から当該面積基準を公募要件に付して対応している。</p>	
4 多床室におけるプライバシーの配慮	施設系サービス・短期入所
<p>☞ 間仕切りを設置する等、プライバシーに配慮した仕様とすること。</p> <p><現行法令> 規定なし</p> <p><基準設置の理由> 多床室であってもプライバシーへの配慮は必要である。一方、パーティション等の設置には、採光やスペースの課題もあり、努力規定として規定する。</p>	

5 浴室、トイレの構造

施設系サービス

☞ 出入口の幅等を、介助を考慮したものにする規定の追加。

<現行法令>

- 【浴室】・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。
・一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設ける。
- 【便所】・療養室のある階ごとに設ける。
・フザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。
・常夜灯を設ける。

<基準設置の理由>

介護が必要な車いす利用の入所者が浴室、トイレを使用する際に、支障なく設備を利用できるようにするため、各出入口の有効開口幅を介護者を考慮した幅100cm（車いすがとおりやすい幅（90cm）に介護者を考慮したもの）を確保することを規定する。

なお、特別養護老人ホームについては、平成23年度から当該項目を公募要件に付して対応している。

6 バルコニーの設置

施設系サービス

☞ 2階以上の建物の場合は、バルコニーを設置。
なお、バルコニーは、車いすが通行可能な幅とする。

<現行法令>

規定なし

<基準設置の理由>

バルコニーは、非常災害時に一時避難場所や避難経路となるため規定する。

バルコニーの幅は、車いすが通行可能な内法90cmとする。また、バルコニーは建物の周囲全てが望ましいが、最低、各居室からバルコニーを通り、災害発生箇所をう回する避難経路を確保する。

なお、特別養護老人ホームについては、平成22年度から当該項目を公募要件に付して対応している。

7 汚物処理室の設置

特別養護老人ホーム

☞ 介護老人福祉施設の設備基準に、汚物処理室の設置を規定。

<現行法令>

規定なし（老人福祉法の特別養護老人ホームには規定あり。）

<基準設置の理由>

介護保険法の基準では設置の規定がなく、老人福祉法の基準との統一を図るため規定する。

8 手すりの設置

全般（訪問系サービス・福祉用具サービス・居宅介護支援を除く）

☞ 必要な部分に手すりを設置。

<現行法令>

規定なし（老人福祉法の特別養護老人ホームには規定あり。）

<基準設置の理由>

施設・居住系サービス等においても、必要な部分に手すりを設置することは利用者の安全を確保する観点から必要であるため、特別養護老人ホームにあわせて規定する。

9 サービスの開始時における利用申込者の同意

全般（軽費老人ホーム・特定施設・
養護老人ホームを除く）

☞ 文書により同意を得ることを義務化。

<現行法令>

規定なし（軽費老人ホーム，特定施設には規定あり。）

<基準設置の理由>

口頭での同意であっても契約は成立するため，現行では書面による同意までは求められていないが，軽費老人ホーム等を除くサービスにおいても，利用者と事業者の双方を保護する観点から必要であるため，軽費老人ホーム等にあわせて規定する。

10 サービス提供記録の利用者への提供

施設系サービス・居住系サービス・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
居宅介護支援

☞ 利用者からサービスに関する記録の提出の申し出があった場合には，文書の交付その他適切な方法により，その情報を利用者に対して提供する規定を追加。

<現行法令>

規定なし（在宅・通所系サービスには規定あり）

<基準設置の理由>

施設・居住系サービス等においても，利用者からサービス提供に関する記録の提出の申し出があった場合は，その情報を提供することは必要であるため，在宅・通所系サービスにあわせて規定する。

11 サービスの取扱方針①

施設系サービス・短期入所・
居住系サービス・小規模多機能型・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
複合型サービス

☞ 身体拘束廃止等への取り組み姿勢や，やむを得ず実施する際の手続きを追加。

<現行法令>

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため，緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。

<基準設置の理由>

身体拘束廃止への取り組み姿勢を明示して廃止に取り組むことは，高齢者の尊厳，生活の質の維持・向上のため不可欠である。また，やむを得ず実施する際の手続きを明記することで，手続きの遵守が一層図られるため規定する。

12 サービスの取扱方針②

施設系サービス・短期入所・
居住系サービス・小規模多機能型・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
複合型サービス

☞ 身体拘束記録に記録すべき事項に「身体拘束に至る具体的経緯や状態」「解除予定日」「解除に向けた具体的取り組み」等を追加。

<現行法令>

身体拘束の態様及び時間，その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録。

<基準設置の理由>

国の解釈通知「身体拘束ゼロ作戦の推進について」に基づき，施設全体で「身体拘束廃止委員会」等により現状でも検討・記録されているが，身体拘束廃止の推進をさらに進めていくため規定する。

1 3 研修機会の確保①

全般

☞ 具体的な研修計画の策定。

<現行法令>

従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

<基準設置の理由>

従業者の資質の向上を図り、より適切な利用者処遇を行うためには、具体的な研修計画を策定し、各種研修を計画的に実施することが重要なため規定する。

1 4 研修機会の確保②

全般

☞ 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、従業者への研修の実施等の措置を講じる努力規定を追加。

<現行法令>

従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条】

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

<基準設置の理由>

高齢者虐待防止の一層の徹底を図るため規定する。

1 5 研修機会の確保③

全般

☞ 研修の機会の中に外部研修を追加。

<現行法令>

従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

<基準設置の理由>

従業者の資質の向上を図るためにも、外部研修は有効なものと考えられるため規定する。

1 6 非常災害対策

施設系サービス・居住系サービス・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
短期入所

☞ 想定される非常災害の程度、規模別に具体的な計画の策定を追加。

<現行法令>

非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

<基準設置の理由>

非常災害に関する具体的な計画については、施設系サービス等では、多くの要介護者・要援護者等が入所しており、非常時災害対策をさらに推進する必要があるため、立地条件等を個別に検討し、予想される災害の種別（例：地震、風水害、土砂災害）に応じて個別に作成することを規定する。また、他のサービスについては、個別の作成の努力規定を設ける。

17 衛生管理等

特定施設・短期入所

☞ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の作成や研修の実施などを規定。

<現行法令>

規定なし（特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定あり。）

<基準設置の理由>

特定施設・短期入所においては、ノロウィルスやインフルエンザが集団発生しており、特別養護老人ホーム等と同水準の衛生管理の徹底を図る必要があるため規定する。

18 重要事項の掲示

全般

☞ 「閲覧」を追加。

<現行法令>

介護サービス事業者等は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

<基準設置の理由>

在宅系サービスは小規模事業所が多く、掲示場所に苦慮している実態がある。また、掲示はしているものの文字が小さく掲示の目的を達成していない場合もあるため閲覧を規定する。

19 事故発生の防止の対応

特定施設・短期入所

☞ 事故発生防止のための委員会の開催や指針の作成、研修の実施などを規定。

<現行法令>

規定なし（特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定あり。）

<基準設置の理由>

特定施設・短期入所においては、一定程度の事故が発生しており、特別養護老人ホーム等と同水準の事故防止の徹底を図る必要があるため規定する。

20 事故発生時の対応

全般（施設系サービス・
養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
居宅介護支援を除く）

☞ 事業者の市町村等への連絡に「速やかに」を追加。

<現行法令>

規定なし（施設系サービス等には規定あり。）

<基準設置の理由>

在宅系サービス等においても、事故発生時の対応では「速やか」な対応が必要なため、施設系サービス等とあわせて規定する。

2 1 サービス提供記録等の保存期限

全般

☞ 保存期限を5年に延長。

<現行法令>

保存期限は完結してから2年。

<基準設置の理由>

介護報酬の返還請求時には5年前までの書類の確認が必要なため、保存期限を5年に延長する。
なお、保管場所の確保等の事業者負担の軽減も踏まえ、保存期限を5年とする書類は介護報酬請求に関連する書類に限定する。その他の書類（苦情・事故発生時の対応記録等）は、現行の基準どおり2年とする。

2 2 申請者の基準

居宅系サービス・地域密着型サービス

☞ 申請者の法人格を規定。

<現行法令>

市長が条例で定めるもの。

<基準設置の理由>

改正前の介護保険法で規定されていた基準（法人であること）を変更する特段の事由はないことから、この基準を福岡市の基準とする。

2 3 特別養護老人ホームの入所定員

特別養護老人ホーム

☞ 地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設の入所定員を規定。

<現行法令>

- ①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を、29人以下であって、指定権者の条例で定める数。
- ②介護老人福祉施設の入所定員を、30人以上であって、指定権者の条例で定める数。

<基準設置の理由>

改正前の介護保険法で規定されていた基準（①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29人以下。②介護老人福祉施設の入所定員は30人以上。）を変更する特段の事由はないことから、この基準を福岡市の基準とする。

福岡市独自基準案（表）

参考

項目		一括法の基準の位置づけ	現行法令（内容要約）	方向性及び理由	対象サービス
1	暴力団の排除	—	※申請者の基準について、在宅サービス、地域密着型サービス以外は、条例委任されていない。	福岡市暴力団排除条例に基づき、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため条例等に規定する。 なお、条例委任されていないサービスについても暴力団排除の規定を新たに追加して定める。	以下、全般とする。 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、居宅介護支援、介護予防支援
2	特別養護老人ホームの居室の定員	参酌	1人、ただし必要な場合は2人とすることができる。（夫婦部屋への対応）	多床室の定員は「1人」に改められているが、現に入所している利用者の負担増の問題等から、施設の改築・改修においては、必要な場合が想定されるため、「居室の定員は1人とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は4人以下とすることができる。」と条例等に規定する。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
3	グループホームの居室面積	従うべき	一つの居室の床面積は7.43㎡（約4.5畳）以上。	（既に福岡市が行っている内容を条例等で規定する） グループホームは、利用者が自宅で使い慣れた家具等を持ち込む場合もあり、快適な住環境を確保するため、9.9㎡以上として条例等に規定する。なお、平成21年度から当該面積基準を公募要件に付して対応している。	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
4	多床室におけるプライバシーの配慮	—	規定なし	多床室であってもプライバシーへの配慮は必要であるが、一方、パーテーション等の設置には、採光やスペースの課題もあるため、努力規定として条例等に規定する。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
5	浴室、トイレの構造	参酌	【浴室】 ・身体の不自由な者が入浴するのに適したもの。 ・一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設ける。 【便所】 ・療養室のある階ごとに設ける。 ・プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したもの。 ・常夜灯を設ける。	介護が必要な車いす利用の入所者が浴室、トイレを使用する際に、支障なく設備を利用できるようにするため、各出入口の有効開口幅を介護者を考慮した幅100cmを確保することを条例等に規定する。 なお、特別養護老人ホームについては、平成23年度から当該項目を公募要件に付して対応している。 <福岡市福祉のまちづくり条例 整備マニュアル> ・車いすが通過できる最低幅 80cm ・車いすがとおりやすい幅 90cm ※100cmの考え方 車いすがとおりやすい幅（90cm）に介護者を考慮したもの。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

項目		一括法の基準 の位置づけ	現行法令（内容要約）	方向性及び理由	対象サービス
6	バルコニーの設置	—	規定なし	①施設系 バルコニーは、非常災害時に一時避難場所や避難経路となるため、条例等に規定する。バルコニーの幅は、車いすが通行可能な内法90cmとする。また、バルコニーは建物の周囲全てが望ましいが、最低、各居室からバルコニーを通り、災害発生箇所をう回する避難経路を確保する。 なお、特別養護老人ホームについては、平成22年度から当該項目を公募要件に付して対応している。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
7	汚物処理室の設置	—	規定なし （老人福祉法の特別養護老人ホームには規定されている。）	老人福祉法の基準では、汚物処理室の設置が定められているが、介護保険法の基準では設置の規定がないため、統一を図るため条例等に規定する。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
8	手すりの設置	—	規定なし （老人福祉法の特別養護老人ホームには規定されている。） ＜特別養護老人ホーム＞ 廊下及び階段には、手すりを設けること。	施設・居宅系サービスにおいても、廊下及び階段に手すりを設けることは、利用者の安全を確保する観点から必要であるため、特別養護老人ホームにあわせて条例等に規定する。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス
9	サービスの開始時における利用申込者の同意	—	規定なし （軽費老人ホーム、特定施設には規定されている。） ＜軽費老人ホーム＞ 当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。	口頭での同意であっても契約は成立するため、現行では書面による同意までは求められていないが、軽費老人ホーム等を除くサービスにおいても、利用者と事業者の双方を保護する観点から、書面による契約は必要であるため、軽費老人ホーム等にあわせて条例等に規定する。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、居宅介護支援、介護予防支援
10	サービス提供記録の利用者への提供	—	規定なし （在宅・通所系サービスには規定されている。） ＜訪問介護＞ 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	施設・居住系サービス等においても、利用者からサービス提供に関する記録の提出の申し出があった場合は、その情報を提供することは必要であるため、在宅・通所系サービスにあわせて条例等に規定する。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護予防支援

項目		一括法の基準 の位置づけ	現行法令（内容要約）	方向性及び理由	対象サービス
11	サービスの取扱方針① （身体拘束廃止に 向けた取り組み）	従うべき	利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。	（既に福岡市が行っている内容を条例等で規定する） 国の解釈通知「身体拘束ゼロ作戦の推進について」で示されているが、身体拘束廃止への取り組み姿勢を明示して廃止に取り組むことは、高齢者の尊厳、生活の質の維持・向上のため不可欠である。また、やむを得ず実施する際の手続きを明記することで、手続きの遵守が一層図られることから条例等に規定する。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス
12	サービスの取扱方針② （身体拘束記録）		身体拘束の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録。	（既に福岡市が行っている内容を条例等で規定する） 国の解釈通知「身体拘束ゼロ作戦の推進について」に基づき、「身体拘束廃止委員会」等により施設全体で検討すべき内容であり、現状でも検討・記録されているが、身体拘束廃止の推進をさらに明確化する必要があるため条例等に規定する。	
13	研修機会の確保① （具体的な研修計画 の策定）	参酌	従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 ＜高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条＞ 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。	職員の資質の向上を図り、適切な利用者処遇を行うためには、具体的な研修計画を策定し、各種研修を計画的に実施することが重要なため、研修計画の策定については条例等に規定する。	全般
14	研修機会の確保② （虐待防止等の研修）		高齢者虐待防止の一層の徹底を図るため、条例等に規定する。		
15	研修機会の確保③ （外部研修）		職員の資質の向上を図るためにも外部研修は有効なものと考えられるため、条例等に規定する。		
16	非常災害対策	参酌	非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	非常災害に関する具体的な計画については、施設系等では、多くの要介護者・要援護者等が入所しており、非常時災害対策をさらに推進する必要があることから、当該施設の立地条件等を個別に検討し、予想される災害の種別（例：地震、風水害、土砂災害）に応じて個別に作成することを条例等に規定する。また、他のサービスは個別の作成までは義務付けないが努力規定を設ける。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
17	衛生管理等	—	規定なし （特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定されている。） ＜特別養護老人ホーム＞ 感染症及び食中毒のため ①対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催 ②指針の整備 ③職員に対し研修を定期的実施 等	特定施設・短期入所においては、ノロウイルスやインフルエンザが集団発生しており、特別養護老人ホーム等と同程度の衛生管理の徹底を図るため条例等に規定する。	短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
18	重要事項の掲示	参酌	介護サービス事業者等は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	在宅系サービスは小規模事業所が多く、掲示場所に苦慮している実態がある。また、掲示はしているものの文字は小さく掲示の目的を達成していない等の場合もあり、閲覧を可能とした方が現実的な対応であり、条例等に規定する。	全般

項目		一括法の基準の位置づけ	現行法令（内容要約）	方向性及び理由	対象サービス
19	事故発生の防止の対応	—	規定なし （特別養護老人ホームや介護老人保健施設には規定されている。） ＜特別養護老人ホーム＞ 事故発生防止のための指針の整備，委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。	特定施設・短期入所においては，一定程度の事故が発生しており，特別養護老人ホーム等と同程度の事故防止の徹底を図るため条例等に規定する。	短期入所生活介護（ショートステイ），短期入所療養介護（ショートステイ），特定施設入居者生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護
20	事故発生時の対応	—	規定なし （施設系サービス等には規定されている） ＜特別養護老人ホーム＞ 入所者の処遇により事故が発生した場合は，速やかに市町村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。	在宅系サービスにおいても，事故発生時の対応では「速やか」な対応が必要なため，施設系サービス等にあわせて条例等に規定する。	訪問介護（ホームヘルプサービス），訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所介護（デイサービス），通所リハビリテーション（デイケア），短期入所生活介護（ショートステイ），短期入所療養介護（ショートステイ），特定施設入居者生活介護，福祉用具貸与，特定福祉用具販売，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護，認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス），小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護（グループホーム），地域密着型特定施設入居者生活介護，複合型サービス
21	サービス提供記録等の保存期限	参酌	保存期限は完結してから2年。	介護報酬の返還請求時には5年前までの書類の確認が必要であるが，現基準の保存期限2年のままでは確認すべき書類が既に廃棄されているため，保存期限を5年に延長することを条例等に規定する。なお，保管場所の確保等の事業者負担の軽減も踏まえ，保存期限を5年とする書類は介護報酬請求に関連する書類に限定する。その他の書類（苦情・事故発生時の対応記録等）は，現行の国基準どおり2年とする。	全般
22	申請者の基準	—	市長が条例で定めるもの。	改正前の介護保険法で規定されていた基準（法人であること）を変更する特段の事由はないことから，この基準を福岡市の基準とする。	訪問介護（ホームヘルプサービス），訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所介護（デイサービス），通所リハビリテーション（デイケア），短期入所生活介護（ショートステイ），短期入所療養介護（ショートステイ），特定施設入居者生活介護，福祉用具貸与，特定福祉用具販売，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護，認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス），小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護（グループホーム），地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，複合型サービス
23	特別養護老人ホームの入所定員	—	①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を，29人以下であって，指定権者の条例で定める数。 ②介護老人福祉施設の入所定員を，30人以上であって，指定権者の条例で定める数。	改正前の介護保険法で規定されていた基準（①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29人以下。②介護老人福祉施設の入所定員は30人以上。）を変更する特段の事由はないことから，この基準を福岡市の基準とする。	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設），地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護サービス事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例作成に係る第1回意見募集の結果について

【参考資料】

- ・ 第1回意見募集 回答結果一覧 1
 - ・ 第1回ご意見募集の「依頼文」 7
 - ・ 厚生労働省令の例 8
- 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」

平成24年5月

福岡市

(保健福祉局高齢者施設支援課)

介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準 等に関する条例作成に係る第1回意見募集の概要

1 意見募集の目的

地域主権改革の一環として、現在は厚生労働省令で定められている介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を、各自治体が条例で定めなければならないこととされている。福岡市が条例化するにあたり、規制の緩和や強化について、事業者等のニーズや要望等を把握し、検討事項に反映させることを目的とする。

2 実施概要

(1) 実施時期 平成24年3月7日(水)～平成24年5月1日(火)

(2) 対象者 ・福岡市内の事業者及び関連団体 約1,700程度

介護サービス事業所	1,664事業所
その他施設	27事業所
関連団体	12団体

3 意見回収状況

6件(30項目)

第1回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準の位置づけ	内容
1	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	5	2		従うべき基準 ※(老人福祉法)特別養護老人ホーム「従うべき基準」の準用	(生活相談員の要件) 通所介護などにおける生活相談員の要件に関しまして、福岡県は社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士、医療機関や社会福祉施設での相談業務経験者となっていますが、各都道府県によって要件がバラバラで各都道府県で要件設定を行っている状況です。他県によっては、上記の要件にプラスして介護福祉士、介護支援専門員、保育士、看護師(准看護師)等も要件に組み込まれている県もあります。そのように福岡市も要件に関して介護福祉士、介護支援専門員、保育士、看護師(准看護師)等を加えることによって今よりも雇用促進の向上に繋がることや離職率の軽減にもなると思います。折角、介護支援専門員や介護福祉士の資格を取っても活かされていないことも多々見受けられます。このことからしても要件のところを考慮していただきたくご意見させていただきました。
2	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準				条例委任の対象でない項目	(デイサービス、デイケア開設への規制) 福岡市内を見ても通所系事業所などが地域によってはたくさんあったり隣接してあったり、認可制にての開設とは理解できますが特定施設等の総量規制があるようにデイサービス、デイケアの如何にも強豪森めき合う様な場所での開設には規制をかけてもいいような気がします。競争社会ではありますが、大小規模の乱立や閉鎖・休止・倒産等へもつながるだろうし、特に異業種や初めて介護事業される新規法人等にも慎重に厳粛に認可してほしい。また、人員基準的には大規模事業所区分でも通常規模事業区分でも小規模事業所区分でも職員の配置は変えることはありません。この事業所区分においての単位数の格差(特に大規模事業所への減算単位数)は益々、離職率や雇用促進にマイナス要因になってると思われます。
3	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準				条例委任の対象でない項目	(経験のある民間法人等への開設許可の緩和) 社会福祉法人等だけの開設基準ではなく、介護実績のある民間法人等(例えば10年以上とか)への開設許可を緩和してほしい。また、入所待機者からして学校校区だけでない設置場所も検討していただきたい。たとえば、既に設置している校区には広域型特別養護老人ホームの設置。
4	6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	2	7		従うべき基準	(介護支援専門員の増員) 介護支援専門員について 1以上(入所者100人につき1名)の改善希望 →50人につき1名 業務増大により外部、内部研修参加が困難。ケアマネ以外の質の向上が図れない。(日々の業務に追われている)

第1回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準の位置づけ	内容
5	6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	2	5		従うべき基準	<p>(リハビリ職員の増員) 「理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 常勤換算方法で、入居者の数を100で除した数以上」 →上記の内容では利用者が100名入居している施設には、リハ専門職配置数は1名でも可能ということになる。実際、<u>100名の利用者をリハ専門職1名が週2回の訓練を行い、計画案作成などその他業務を行うことは不可能である。</u>平成23年度老人保健健康増進等事業「介護老人保健施設における入所・短期入所リハビリテーションがもたらす在宅復帰・在宅生活支援に関する調査」においても、在宅復帰機能が低い1,493施設でさえ入所者100名あたりのリハビリ専門職配置数は3.8名となっている。(高齢施設は4.7名)この点を踏まえ、内容を常勤換算方法で、入居者の数を100で除して得た数以上から最低でも「入居者100名に対して、3名以上のリハ専門職を配置する。」に変更して頂きたい。</p>
6	9 指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	7	1		①参酌すべき基準 ②条例委任の対象でない項目	<p>(送迎車両への記名と飲酒運転に対する罰則) ①送迎車両への事業所名の表示を義務 通所等の送迎サービスは安全の確保が欠かせないものであり、事業所名が表示されていない車両をもつ事業所も含み、表示を義務付けることにより、<u>安全運転に対する意識づけに繋がると考える。</u> ②飲酒運転事故に対しては、事業所の取り消しも含めた条例の制定 福岡市においては、特に、飲酒運転(安全運転)に対する取り組みが必要な自治体であり、保険者としての使命(決意)を表わすべき。 …を希望します。</p>
7	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	8			①参酌すべき基準 ②条例委任の対象でない項目	<p>(送迎車両への記名と飲酒運転に対する罰則) ①送迎車両への事業所名の表示を義務 通所等の送迎サービスは安全の確保が欠かせないものであり、事業所名が表示されていない車両をもつ事業所も含み、表示を義務付けることにより、<u>安全運転に対する意識づけに繋がると考える。</u> ②飲酒運転事故に対しては、事業所の取り消しも含めた条例の制定 福岡市においては、特に、飲酒運転(安全運転)に対する取り組みが必要な自治体であり、保険者としての使命(決意)を表わすべき。 …を希望します。</p>
8	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	7	1		①参酌すべき基準 ②条例委任の対象でない項目	<p>(送迎車両への記名と飲酒運転に対する罰則) ①送迎車両への事業所名の表示を義務 通所等の送迎サービスは安全の確保が欠かせないものであり、事業所名が表示されていない車両をもつ事業所も含み、表示を義務付けることにより、<u>安全運転に対する意識づけに繋がると考える。</u> ②飲酒運転事故に対しては、事業所の取り消しも含めた条例の制定 福岡市においては、特に、飲酒運転(安全運転)に対する取り組みが必要な自治体であり、保険者としての使命(決意)を表わすべき。…を希望します。</p>

第1回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準の位置づけ	内容
9	8 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	99	1		①参酌すべき基準 ②条例委任の対象でない項目	(送迎車両への記名と飲酒運転に対する罰則) ①送迎車両への事業所名の表示を義務 通所等の送迎サービスは安全の確保が欠かせないものであり、事業所名が表示されていない車両をもつ事業所も含み、表示を義務付けることにより、安全運転に対する意識づけに繋がると考える。 ②飲酒運転事故に対しては、事業所の取り消しも含めた条例の制定 福岡市においては、特に、飲酒運転(安全運転)に対する取り組みが必要な自治体であり、保険者としての使命(決意)を表わすべき。…を希望します。
10	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	44	3		参酌すべき基準	(設備の専用要件について緩和) 認知症通所介護を一般の通所介護と同じ事業所で行う場合には、パーティション等で仕切る等により、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区別することが必要となっているが、利用者個々の有する能力応じ、時として同一環境(空間)において、利用者同士がお互い助け合い・協力し合いといったサービスが必要である。 通所介護計画に基づき個別対応や必要な人員配置も行っており、一般の通所介護との一体的な基準の取り扱いと合わせ、柔軟な人権に配慮したサービス展開を考えて頂きたい。
11	9 指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	28	3		参酌すべき基準	(外部研修の機会の確保) 他のサービス事業も含んでですが、自事業所(団体)内での研修には限りがあり、また特に、外部研修に参加することにより、地域包括ケアシステムが目指す「連携」という点を学ぶ機会となり、保険者が管轄する介護保険関係機関の質の向上に役立つと考える。 県内のデイサービス事業所へのアンケートにおいても多くの職員が学びたいと思っており、その機会を持てるように管理者や保険者がバックアップすべきと考える。
12	8 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	43	2		従うべき基準	(管理者(または、生活相談員)の資格取得制度の創設)…他項目として新設 この項は、従うべき基準となっており変更できないが、通所介護全般において現状を取り巻く関係機関との連携や包括支援ケアシステムの構築には、管理者(または、生活相談員)への資格取得を義務付け、介護保険制度により精通・理解したやり取りが利用者への利益に繋がると考える。 特に、認知症の方へのサービスは、担当のケアマネジャーだけでは対処・対応に苦慮することも多く、サービス事業者と協力しあうことが大切で、福岡市として他にない、先駆的で効果的な取り組み事案となり得ると考える。

第1回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準の位置づけ	内容
13	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	94			従うべき基準	<p>(管理者(または、生活相談員)の資格取得制度の創設)・・・他項目として新設</p> <p>上記と同様なことですが、通所介護の作成や関係機関との連携等も含み、これからの管理者(または、生活相談員)への資格取得を義務付け、介護保険制度により精通・理解したやり取りが利用者への利益に繋がると考える。</p> <p>また、市の第3者評価がなくなったため、ある程度のサービスの質の確保ができ、福岡市内の通所介護サービス事業者の質の平準化(ワンランクアップした)と連携の強化が期待され、福岡市としても他にない、先駆的で効果的な取り組み事案となり得ると考える。</p>
14	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	38	1		従うべき基準	<p>(事故発生時の対応)</p> <p>・・・市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない・・・ → ・・・事業者等に速やかに連絡を・・・</p> <p>条文をそのまま読めば「直ちに」と解釈出来ないこともないが念を入れた方がよいと思います。</p> <p>法令の読み方は素人に解りにくいのですが、基準が出来た以上事業者に対しては守らせるよう指導をお願いします。<週刊ダイヤモンド012/03/31 P55 参照 福岡市でもうわさを聞きます></p>
15	6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	2	3		従うべき基準 ※但し、看護職員の配置基準は条例委任されていない	<p>(職員の増員)</p> <p>入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上 (最低人員基準3:1を2:1に)</p>
16	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	12	1	4	従うべき基準	<p>(職員の増員)</p> <p>入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上 (最低人員基準3:1を2:1に)</p>
17	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	40	1		従うべき基準	<p>(職員の増員)</p> <p>入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。</p>
18	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	56	1	4	従うべき基準	<p>(職員の増員)</p> <p>入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。</p>
19	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	62	8		従うべき基準	<p>(職員の増員)</p> <p>入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。</p>

第1回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準の位置づけ	内容
20	5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	2	1	3	従うべき基準	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
21	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	42			従うべき基準	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
22	7 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	48	2		従うべき基準	(職員の増員) 入所者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
23	6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	48	2		従うべき基準	(職員の増員) 二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
24	2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	12	1	4	従うべき基準	(職員の増員) (最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
25	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	140			従うべき基準	(職員の増員) 利用者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
26	6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	2	1	3	従うべき基準 ※但し、看護職員の配置基準は条例委任されていない	(職員の増員) 利用者の数が二またはその端数を増すごとに一以上(最低人員基準3:1を2:1に)、看護職員の夜勤配置義務化、介護職員と看護職員の各一名以上を従事させなければならない。
27	6 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準	3	2	5	参酌すべき基準	(浴室・トイレの構造) 「身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること」について。 2-5の浴室の項目では「入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること」と、介助の有無について言及しているのに対して、本項目では介助の有無に関しては触れられていない。入浴、排泄については、利用者の身体状況や介助の有無、車いすの使用など状態に応じた対処法が必要であることを考えれば、トイレにおいてもその出入口の幅や奥行きは介助を考慮したものにすべきと思います。

第1回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
28	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準					<p>(手すり) <u>階段、廊下に手すりを設けることとあるが、手すりは歩行や移動だけでなく、浴室、トイレでの移乗動作の補助として重要であり。「階段には～」「廊下には～」ではなく、「階段や廊下など、歩行や、移動、移乗動作など必要な箇所に適切な手すりを選択、設置すること」など手すりを主体とした項目を立てることも必要だ</u>と思います。</p>
29	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	24	2		参酌すべき基準	<p>(訪問介護計画の柔軟な変更) <u>訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、「当該計画の内容に沿って」作成しなければならない。</u> 【サービス提供責任者の専門的かつ独自の動きができるよう、居宅サービス計画に沿った内容に限定されず、<u>内容の追加や一部の変更等柔軟に計画作成を行うことが必要</u>と考えています。】</p>
30	5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	3	1	ロ	従うべき基準	<p>(多床室の必要性) <u>特養ユニット居室面積10.65㎡ 居室面積・廊下幅などについて</u> <u>ユニット型と多床室に面積的な大差は生じない為、多床室の必要性を訴えます。</u></p>

各 位

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部
高齢者施策推進課長

介護サービス事業等の人員，設備及び運営基準等に係る条例の制定に関する
ご意見募集について

平素より本市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り，厚く感謝申し上げます。

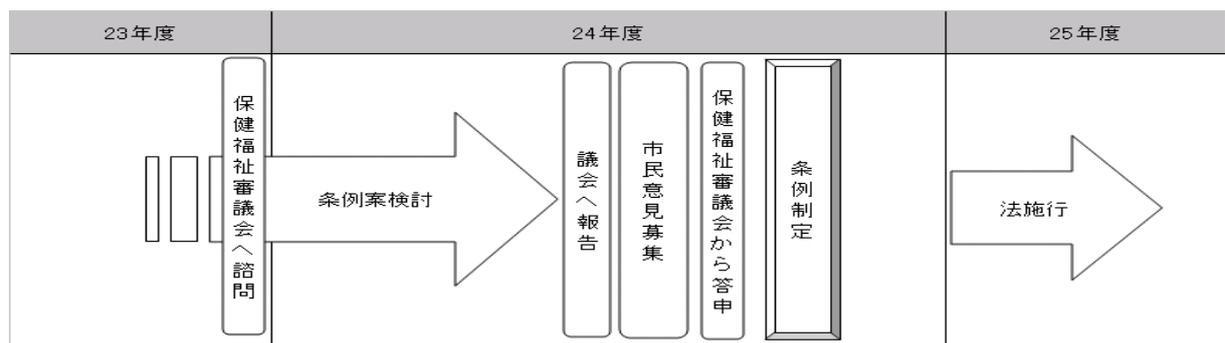
平成23年4月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。第1次一括法）等の施行に伴い，介護保険法等の一部が改正され，従来，厚生労働省令で定めていた，介護サービス事業等の人員，設備及び運営基準等について，条例で定めることとされております。

つきましては，条例制定にあたり，皆様から，現在の厚生労働省令に関するご意見を募集いたします。

今回お寄せいただいたご意見等は，保健福祉審議会での検討資料とさせていただきます。

なお，個々のご意見に対する回答はいたしませんので，あらかじめご了承ください。

今後の検討スケジュール（予定）



【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市保健福祉局 高齢者・障がい者部

高齢者施策推進課 三原，有吉

電話：711-4257 FAX：733-5587

E-mail：shiteikoushin@city.fukuoka.lg.jp

<凡例>	
従うべき基準	灰色のマーカー
標準	<u>下線</u>
参酌すべき基準	(加工なし)

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十九号)

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十八条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

- 第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）
- 第二章 人員に関する基準（第二条）
- 第三章 設備に関する基準（第三条）
- 第四章 運営に関する基準（第四条—第三十七条）
- 第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
 - 第一節 この章の趣旨及び基本方針（第三十八条・第三十九条）
 - 第二節 設備に関する基準（第四十条）
 - 第三節 運営に関する基準（第四十一条—第四十九条）
- 附則

第一章 趣旨及び基本方針 (趣旨)

第一条 指定介護老人福祉施設に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第八十八条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条、第十三条第七項、第二十一条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第八項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による基準
- 二 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条第一項第一号ロ、第四十条第一項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）及び附則第四条第一項（第三条第一項第一号ロに係る部分に限る。）の規定による基準
- 三 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四条の二（第四十九条において準用する場合を含む。）、第十一条第四項及び第五項、第十三条第八項、第十九条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第三十条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第三十五条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十二

条第六項及び第七項並びに第四十三条第九項の規定による基準

四 法第八十八条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

(基本方針)

第一条の二 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二条 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が三十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が三十を超えて五十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が五十を超えて百三十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、三以上

(4) 入所者の数が百三十を超える指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

四 栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上

六 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉

施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

- 4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（第四十七条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。
- 8 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 9 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 10 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

第三章 設備に関する基準

（設備）

第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ハ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

三 浴室

要介護者が入浴するのに適したものとすること。

四 洗面設備

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

五 便所

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

六 医務室

イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

七 食堂及び機能訓練室

イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

ロ 必要な備品を備えること。

八 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

九 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第四章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第四条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十三条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護老人福祉施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第四条の二 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んでは

ならない。

(サービス提供困難時の対応)

第四条の三 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第五条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項 に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第六条 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第七条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(法第八条第二十三項 に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると思われる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第八条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第九条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項 に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第二項 に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項 の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当

と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第十一条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第十二条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入

所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 定期的に入所者に面接すること。
 - 二 定期的モニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 一 入所者が法第二十八条第二項 に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - 二 入所者が法第二十九条第一項 に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。（介護）

第十三条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第十四条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第十五条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第十六条 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第十七条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第十八条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第十九条 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第二十条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第二十一条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第二十二条 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十二條の二 計画担当介護支援専門員は、第十二條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- 三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- 四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 五 第十一条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 六 第三十三條第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- 七 第三十五條第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第二十三條 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十四條 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二十五條 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第二十六條 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出

その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第二十七条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第二十八条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第二十九条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。

(広告)

第三十一条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第三十二条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第三十三条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の

必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第三十四条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第三十六条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第三十七条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 施設サービス計画
- 二 第八条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第十一条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第二十条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 第三十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十八条 第一条の二、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第三十九条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 設備に関する基準

(設備)

第四十条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。

(i i) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

三 浴室

要介護者が入浴するのに適したものとすること。

四 医務室

イ 医療法第一条の五第二項 に規定する診療所とすること。

ロ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

五 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

- 2 前項第二号から第五号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第三節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第四十一条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第四十二条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第四十三条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状

況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十四条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第四十五条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第四十六条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四十八条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第四十九条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二條の二まで及び第二十六条から第三十七条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条に規定する運営規程」とあるのは「第四十六条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十七条第二項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第八条第二項」と、第二十二條の二中「第十二條」とあるのは「第四十九条において準用する第十二條」と、第二十二條の二第五号及び第三十七条第二項第三号中「第十一条第五項」とあるのは「第四十二条第七項」と、第三十七条第二項第四号中「第二十条」とあるのは「第四十九条において準用する第二十条」と、第二十二條の二第六号及び第三十七条第二項第五号中「第三十三条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十三条第二項」と、第二十二條の二第七号及び第三十七条第二項第六号中「第三十五条第三項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十七年三月三十一日までの間は、第二条第一項の規定を指定介護老人福祉施設であって小規模生活単位型指定介護老人福祉施設若しくは一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設でないもの又は一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分に適用する場合

においては、同項第三号イ中「三」とあるのは、「四・一」とする。

第三条 平成十五年三月三十一日までの間は、第二条第一項第六号及び第九項並びに第十一条第一項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「介護支援専門員」とあるのは「介護支援専門員又は介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等」と、同条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「担当する介護支援専門員」とあるのは「担当する介護支援専門員又は介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等」とする。

第四条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次条において同じ。）について第三条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

2 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和三十二年厚生省令第十二号）附則第四条第二項（同令第四条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和三十九年厚生省令第十九号）第二十条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として四人」とあるのは、「八人」とする。

第五条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物については、第三条第一項第七号イ（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。

第六条 当分の間、第九条第一項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）」とする。

第七条 一般病床、精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第九条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第八条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メ

一メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

二 食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

第九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第三条第一項第八号及び第四十条第一項第四号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

附 則 （平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号） 抄
（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年三月二六日厚生労働省令第三六号） 抄
（施行期日）

1 この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号）

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成一四年八月七日厚生労働省令第一〇四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一五年三月一四日厚生労働省令第三〇号）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十五年三月三十一日においてこの省令による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第三条の規定の適用を受けて介護支援専門員を置かない指定介護老人福祉施設のうち入所定員が十九人以下のもの（以下「小規模施設」という。）については、平成十八年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営

に関する基準（以下「新基準」という。）第二十四条第二項の規定にかかわらず、新基準第十二条及び第二十二條の二第一号から第四号までに規定する業務を指定居宅介護支援事業者（当該小規模施設の開設者を除く。次項において同じ。）に委託することができる。

2 前項の規定の適用を受けて新基準第十二条及び第二十二條の二第一号から第四号までに規定する業務を指定居宅介護支援事業者に委託する小規模施設については、新基準第二条第一項第六号に規定する介護支援専門員を置かないことができる。

3 前項の規定の適用を受けて新基準第二条第一項第六号に規定する介護支援専門員を置かない小規模施設にあつては、当該小規模施設の従業者が新基準第二十二條の二第五号から第七号までに規定する業務を行うものとする。

第三条 この省令の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であつて、新基準第五章（第四十条第一号イ（3）及び同号ロ（2）を除く。次項において同じ。）に規定する基準を満たすものについて、新基準第四十条第一号イ（3）の規定を適用する場合においては、同号イ（3）中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

2 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であつて、新基準第五章に規定する基準を満たすものについて、新基準第四十条第一号ロ（2）の規定を適用する場合においては、同号ロ（2）中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第四条 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、指定介護老人福祉施設であつてユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなす。

2 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であつて、新基準第二章及び第五章に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。

附 則 （平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

第九条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一七年九月七日厚生労働省令第一三九号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第三条第一項の規定の適用を受けている指定介護老人福祉施設について、この省令による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定介護老人福祉施設新基準」という。）第四十条第一項第一号イ（3）（i）の規定を適用する場合においては、

同号イ(3)(i)中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

第四条 当分の間は、指定介護老人福祉施設新基準第九条第三項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第十三条第五項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項）」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」と、指定介護老人福祉施設新基準第九条第三項第二号及び第四十一条第三項第二号中「居住費の基準費用額（同条第四項）」とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項）」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額）」と、指定介護老人福祉施設新基準第四十一条第三項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項）」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」とする。

附 則 （平成一八年三月一四日厚生労働省令第三三号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三一日厚生労働省令第七九号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年五月三一日厚生労働省令第八五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年九月一日厚生労働省令第一三七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二二年三月三一日厚生労働省令第五〇号）
この省令は、介護保険法施行法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十六号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二二年九月三〇日厚生労働省令第一〇八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年八月一八日厚生労働省令第一〇六号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成十五年四月一日以前に介護保険法第四十八条第一項第一号の規定による指定を受けている介護老人福祉施設（同日において建築中のものであって、同月二日以降に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成十五年前指定介護老人福祉施設」という。）であって、この省令による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定介護老人福祉施設旧基準」という。）第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設であるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十五年前指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）であって、この省令の施行後に指定介護老人福祉施設旧基準第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。）については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

2 前項の規定にかかわらず、一部ユニット型指定介護老人福祉施設であるもののうち、当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設に入所することによりその所在する場所に住所を変更したと認められる入所者であって、当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設に入所した際他の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）（当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものが入所しているものについては、当該入所者が当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設に継続して入所している間に限り、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(検討)

第十七条 厚生労働大臣は、この省令の施行後、ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。）、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第六十条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。）、特別養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホームを除く。）及び地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）の整備の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十八条第一項又は第二項の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間における当該都道府県に係る第六条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新介護老人福祉施設基準」という。）第三条第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

2 前項の条例の制定施行の際現に介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（当該条例の制定施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、新介護老人福祉施設基準第三条第一項第一号イの規定を適用する場合においては、同号イ中

「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

附 則 （平成二四年一月三十日厚生労働省令第十一号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
る。

介護サービス事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例作成に係る第2回意見募集の結果について

【参考資料】

- ・ 第2回意見募集 回答結果一覧 1
- ・ 第2回ご意見募集の「依頼文」 5
 - 介護サービス事業等の条例案作成を検討するにあたっての基本的な考え方 6
 - 介護サービス事業等の条例案作成にあたっての検討項目(案) 7
 - (参考)平成 24 年3月7日から5月1日に行った意見募集で寄せられた主な意見 8
- ・ 厚生労働省令をわかりやすく整理した例 9
 - 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」

平成24年7月

福岡市

(保健福祉局高齢者施設支援課)

介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準 等に関する条例作成に係る第2回意見募集の概要

1 意見募集の目的

地域主権改革の一環として、現在は厚生労働省令等で定められている介護サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準を、各自治体が条例で定めなければならないこととされている。

福岡市が条例化するに当たり、事業者等のニーズや要望を把握するため第1回意見募集を行い、その結果等について条例委任部会で検討し整理した上で、市民や事業者等へ第2回意見募集を行った。

2 実施概要

(1) 実施時期 平成24年5月22日（火）～平成24年6月15日（金）

(2) 対象者 ・市民

・福岡市内の事業者及び関連団体 約1,800程度

介護サービス事業所	1,737事業所
その他施設	27事業所
関連団体	12団体

(3) 実施内容

- ・厚生労働省令をわかりやすく整理した表を福岡市ホームページに掲示するとともに、集団指導において全事業者へ配布した。
- ・「検討項目（案）」を掲示し、検討内容を示して意見募集を行った。
- ・市政だよりで周知した。

3 意見回収状況

15件（18項目）

（参考）

第1回意見募集の意見回収状況

6件（30項目）

第2回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準の位置づけ	内容
1	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	175			従うべき基準	<p>※特定施設入居者生活介護</p> <p>(職員の増員) <u>①人員基準を利用者3人につき1人配置という基準から2.5人につき1人として欲しい。</u>ニーズに沿った個別援助を行いながら生活援助全般、環境整備、行事活動、レクリエーション、サークル活動の計画実施を行うため。そして記録はサービス残業の状態化に繋がり、精神的、ゆとりある援助にほど遠く離職に繋がっている。 ②生活相談員やケアマネジャーも、利用者100人につき1人という現行の基準を、利用者50人につき1人として欲しい。生活相談員は地域との連携・交流の計画等多忙であり、ケアマネジャーは個人のニーズを考慮した計画立案と実施確認を考えると人員配置基準の増が必要だと考える。</p>
2	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	61				<p>(空床状況の報告) <u>施設系サービスの事業者は毎月末に、福岡市に空床状況をメール等で報告する。それらの情報を福岡市はホームページに掲示し、活用できるようにする。これより、緊急時の施設入所の検討等、迅速な対応の手段となる。</u></p>
3	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	97	7		参酌すべき基準	<p>※認知症対応型共同生活介護</p> <p>(評価制度の統一) <u>外部評価と介護サービス情報公表が重なっている。どちらかに統一して欲しい。</u></p>
4	5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	29			参酌すべき基準	<p>(重要事項説明書の掲示) <u>施設系と居宅系と訪問系のサービスを行っており、掲示にはかなりの場所をとるため、重要事項説明書の掲示は、縮小(B5サイズ)版でもよいとして欲しい。</u></p>
5	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	39	2	2	参酌すべき基準	<p>※訪問介護</p> <p>(記録の整備) <u>サービス提供記録等の保存期間について、5年は必要だと思う。</u></p>

第2回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準の位置づけ	内容
6	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	39	2	2	参酌すべき基準	<p>※訪問介護</p> <p>(記録の整備) サービス提供記録等の保存期限を5年に延長し統一。</p>
7	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準				従うべき基準	<p>(生活相談員の要件) 要件を満たす介護経験がほとんど無い者が相談業務をしても意味が無く、逆に不安にさせてしまう可能性が高い。そのため介護福祉士等の資格で数年以上の実務経験を持った者に資格を与え、その豊かな経験からの助言やアドバイスの方が安心できるのではないかと思うので、生活相談員の資格要件を緩和して欲しい。</p>
8	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準				従うべき基準	<p>※通所介護</p> <p>(生活相談員の要件) 生活相談員は介護の業務も兼務する事が多く、介護福祉士は利用者との接し方等、利用者に対する技術が備わっている。また、介護福祉士を認めている県もあることから、生活相談員(デイサービス)の資格について、介護福祉士も加える。(数年の現場[介護]経験者も可。)</p>
9	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	42	1		従うべき基準	<p>※認知症対応型通所介護</p> <p>(生活相談員の要件) 同等以上の能力を有する者という基準設定が分かりにくいので、生活相談員の資格基準を明確化する。</p>
10	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	34	1		参酌すべき基準	<p>※訪問介護</p> <p>(広告) 広告を見た利用者が、又は関わる人が介護保険法にて定められていないサービスの打診がある場合があると思いません。契約時に重要事項説明等で説明してもチラシ等を見て困惑される利用者が出ていると思うので、訪問介護事業所が広告をする場合、現状においてどの位迄の広告が広告の部類にあたるのかが不明確である。事業所のチラシを投函(一般世帯)している事業所もあると耳にしているが、これらについても集団指導の場において、してはいけない事を今一度説明して欲しい。</p>

第2回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準 の位置づけ	内容
11	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	102	2			<p>※認知症対応型共同生活介護</p> <p>(医療連携体制加算の要件) 正看護師・准看護師の経験技術面はあまり格差は見られないこと、賃金の面からも負担を軽減するため、医療連携体制加算の要件は正看護師だけでなく准看護師も可として欲しい。</p>
12	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	103	1		従うべき基準	<p>※認知症対応型共同生活介護</p> <p>(職員の配置) グループホームや小規模多機能型の人員基準は、他サービスと同じ、利用者3人につき介護職員1人という基準にして欲しい。 (グループホームや小規模多機能型の人員配置には、利用者3人につき1人の職員配置に加え、日中の介護職員の延べ配置時間の規定があるのを緩和して欲しい)</p>
13	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	91	1		従うべき基準	<p>※認知症対応型共同生活介護</p> <p>(管理者の責務) ユニット1つずつの管理のカウントではなく、ホーム全体の管理を1つとして、他の職務も兼務できるようにして欲しい。(ユニット毎に常勤専従という規定を緩和して欲しい)</p>
14	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	85				<p>※小規模多機能型居宅介護</p> <p>(地域における事業所の連携) 同じ地域内にある事業所が集まることで、地域住民、企業とも連携が取りやすくなる。今までは同業の事業所が集まっていたことが、同地域の異種事業所が集まることで、事業所同士も地域について、より取り組みやすくなる。地域包括支援センターの区域を目安に、地域との連携を図るにあたり、市側から日常生活圏域内にある介護事業所同士が集まる機会を設けて欲しい。</p>
15	4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	3 の 30	2			<p>※夜間対応型訪問介護</p> <p>(事業所の連携) 夜間対応型訪問介護の充実を図るため、訪問介護や訪問看護と連携したサービス形態を創設できないか。</p>

第2回意見募集 回答結果一覧

No	省令名	条	項	号	一括法の基準の位置づけ	内容
16	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	80	1			<p>※訪問リハビリテーション</p> <p>(医師の指示) 訪問リハビリテーションは、通院等困難な方へのサービスだが、他事業所の医師が主治医の場合、当事業所の医師の診察も必要であり、2か所の診察を受けることは、本人、家族にも負担が大きい。また、通院も往診(訪問リハビリテーションのある事業所の病院への)も困難な時は、実質訪問リハビリテーションは困難となっているため、<u>「訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び～」とあるが、当事業所の医師の指示だけでなく、他事業所の医師の指示(直接的な)でも情報提供書だけでなく直接的な指示でサービスを提供できるようにして欲しい。</u></p>
17	3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	96	3	1		<p>※通所介護、通所リハビリテーション</p> <p>(利用料等の受領) 費用の設定金額について、ある程度の基準があれば設定しやすいので、<u>「事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用」についての基準化して欲しい。</u></p>
18	5 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	9	3			<p>※介護老人福祉施設</p> <p>(施設が準備すべき用品) Q&Aの中で、車いす、エアマットについては記載があるが、その他の福祉用具、介護用品等について、施設基準や各種法令、老企第54号(厚生労働省老人保健局通知)では示されていない。可能であれば、施設が準備すべき介護用品、福祉用具及び医療用品等について福岡市の独自基準として具体的に列挙して欲しい。</p>

各介護保険事業者 様

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部
高齢者施設支援課長

**介護サービス事業等の人員、設備及び運営基準等に係る条例の制定に関する
ご意見募集について**

平素より本市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

平成23年4月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次一括法)等の施行に伴い、介護保険法等の一部が改正され、従来、厚生労働省令で定めていた、介護サービス事業等の人員、設備及び運営基準等について、条例で定めることとされております。

つきましては、条例制定にあたり、皆様から、福岡市の介護サービス事業等の条例作成にあたっての検討項目(案)やその他の追加項目に関するご意見を募集いたします。

今回お寄せいただいたご意見等は、保健福祉審議会での検討資料とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 配付資料 | ①介護サービス事業等の条例作成にあたっての検討項目(案)
②ご意見提案書
③基準の整理表
…基準を簡略化したものですので、正確には厚生労働省令基準をご参照下さい。
④厚生労働省令基準 |
| 2 締 切 | <u>平成24年6月15日(金)</u> |
| 3 提出方法 | Eメール、FAXまたは郵送 |
| 4 その他 | ・個々のご意見に対する回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
・ <u>福岡市独自基準の設定による介護報酬の改定は行わない予定です。</u> |

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市保健福祉局 高齢者・障がい者部

高齢者施設支援課 井上, 松永, 有吉

電話: 711-4257 FAX: 733-5587

E-mail: shiteikoushin@city.fukuoka.lg.jp

介護サービス事業等の条例案作成を検討するにあたっての 基本的な考え方

1. 介護報酬の変更は行わない。
2. 従うべき基準は、基本的には変更しない。

（変更する場合は、介護報酬に関わらない軽微なもの、または、すでに福岡市が国基準を上回る内容で実施しているものとする。）

3. 参酌すべき基準を重点的に検討する。

（参考例）

区分	法的効果	検討方針	基準	
従うべき基準	法令に必ず適合しなければならない基準	基本的には独自基準を作る検討の余地がないもの	人員基準	全て
			設備基準	居室面積
			運営基準	内容及び手続の説明及び同意
				提供拒否の禁止
				サービスの取扱方針（身体拘束等）
				介護（従業者以外の介護の禁止）
				入所者の入院期間中の取扱い
				管理者による管理
秘密保持等				
事故発生の防止及び発生時の対応				
標準	通常よるべき基準	独自基準を作る検討の余地があるもの （合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されている）	運営基準	利用定員等
参酌すべき基準	法令を十分参酌しなければならない基準	【重点的に検討】 独自基準を作る検討の余地があるもの （法令の基準を十分参酌した結果、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されている）	従うべき基準、標準以外の基準全て	

介護サービス事業等の条例案作成にあたっての検討項目(案)

分類	種別	検討項目	一括法の基準の位置づけ	具体的な検討内容	現行法令（内容要約）
人員基準	在宅サービス系等※	暴力団の排除	従うべき基準	役員などが暴力団排除条例に定める暴力団等でない旨の規定の追加を検討	※申請者の基準について、在宅サービス、地域密着型サービス以外は、条例委任されていない
設備基準	施設系	施設における廊下幅要件	参酌すべき基準	廊下の一部を拡張することにより、入所者、従業員等の往来に支障がない場合は片廊下の幅1.5m以上。中廊下の幅1.8m以上（ユニット型の基準に合わせる）	片廊下の幅 1.8m以上、中廊下の幅2.7m以上
	施設系 居住系	バルコニーなどの設置	—	二階以上の建物の場合、バルコニーや外階段の設置を検討。なお、バルコニーは、車いすが通行可能な幅で検討	規定なし
	施設系	介護老人福祉施設の設備規定	—	汚物処理室の設置を検討	規定なし（老人福祉法の特養にのみ規定がある）
	短期入所	利用定員	標準	利用定員の緩和を検討	単独型は利用定員20人以上
	施設系	特養のユニット定員	参酌すべき基準	定員の明確化を検討	おおむね10人以下
	施設系 短期入所	多床室におけるプライバシーの配慮	—	間仕切りを設置する等、プライバシーに配慮した仕様とする等の規定を検討	規定なし
運営基準	施設系	非常災害対策	参酌すべき基準	備蓄用の非常食、飲用水、日用品等の確保など、非常時の対応の追加を検討	規定なし
	施設系 短期入所		—	想定される非常災害の程度、規模別に具体的な計画を策定し、近隣住民、医療機関等との協力体制や連携体制の構築等の追加を検討	規定なし
	施設系 短期入所	サービスの取扱方針	参酌すべき基準	身体拘束等への取り組み姿勢や、やむを得ず実施する際の手続きの追加を検討	規定なし
	施設系 短期入所		参酌すべき基準	身体拘束記録に記録すべき事項に「身体拘束に至る具体的経緯や状態」「解除予定日」「解除に向けた具体的取り組み」等の追加を検討	身体拘束の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録
	施設系 短期入所	定員の遵守	参酌すべき基準	やむを得ない事情の明確化を検討	入所定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
	施設系 短期入所	介護における入浴の回数	参酌すべき基準	入浴回数の増を検討	週2回以上の入浴・清拭
	特養系	社会福祉法人減免	—	社会福祉法人減免の実施についての規定の追加を検討	規定なし
	特養系	福祉避難所の設置	—	福祉避難所の設置についての規定の追加を検討	規定なし
	老健	入退所	参酌すべき基準	退所に際して、地域包括支援センターとの連携の追加を検討（地域包括ケアに向けた対応）	居宅介護支援事業者・主治の医師・保健医療サービス等との連携に努めなければならない
	全般	サービス提供記録等の保存期限	参酌すべき基準	保存期限を5年に延長を検討（介護報酬（時効5年）の不正受給などによる返還指導のため、確認書類が必要。）	保存期限2年
	全般	内容及び手続きの説明及び同意	従うべき基準	文書により同意を得ることの義務化を検討	サービスの開始について利用申込者の同意を得なければならない。
	全般	苦情処理	参酌すべき基準	苦情を処理するために講じる処置の概要の追加を検討	苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない
	全般	勤務体制の確保等（研修機会の確保）	参酌すべき基準	具体的な研修計画を策定するとともに、研修結果を記録し、計画的な人材育成の仕組みを検討	規定なし
利用者の人権擁護、虐待防止等のため、従事者への研修の実施等の措置を講じる努力規定の追加の検討				規定なし	

(参考)平成24年3月7日から5月1日に行った意見募集で寄せられた主な意見

分類	種別	検討項目	一括法の基準の位置づけ	具体的な検討内容	現行法令（内容要約）
人員基準	全般	生活相談員の資格要件	従うべき基準	生活相談員の資格要件の明確化を検討	社会福祉主事又は同等以上の能力を有すると認められる者
	全般	職員の配置	従うべき基準	職員配置の増について検討 ①看護介護職員 ②リハビリ職員等	①入所者3人につき1人 ②入所者100人につき1人等
	全般	看護職員の配置	従うべき基準	看護職員の夜間配置を検討	規定なし
設備基準	老健	浴室、トイレの構造	参酌すべき基準	出入口の幅等、介助を考慮したものにする規定の追加を検討	規定なし
	全般	手すりの設置	—	必要な部分に手すりの設置を検討	規定なし
	施設系	特別養護老人ホームの居室の定員	参酌すべき基準	定員の緩和を検討	1人、ただし必要な場合は2人とすることができる（夫婦部屋への対応）
	通所系	設備の規定	参酌すべき基準	送迎車両に事業所名の表示の努力規定を検討	規定なし
	通所系	設備の規定	参酌すべき基準	認知症対応型通所介護と、通所介護の施設は専用とせず、相互で利用できるよう設備要件の緩和を検討	専用とすること、ただし介護の提供に支障がない場合はこの限りでない（認知症対応通所介護）
運営基準	全般	勤務体制の確保等（研修機会の確保）	参酌すべき基準	研修の機会の中に外部研修の追加を検討	規定なし
	全般（介護施設を除く）	事故発生時の対応	従うべき基準	事業者の市町村等への連絡に「速やかに」の追加を検討	規定なし（介護施設には既に「速やかに」と規定されている）

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般(第1~4章)	条文	ユニット型(第5章)	
申請者		介護 保険法 78の2, 86	老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム(※条例委任されていない)			
基本方針		1-2	<p>①施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。</p> <p>②入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。</p> <p>③明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	39	<p>①入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p> <p>②地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	
人員基準	従業員の員数	医師	健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数		同左	
		生活相談員	入所者数100に対し1以上で常勤		同左	
		介護職員、看護職員 (総数)	常勤換算で入所者数3に対し1以上		同左	
		看護職員	入所者が30を超えない	常勤換算1以上 1人は常勤	38	同左
			入所者が30を超えて 50を超えない	常勤換算2以上 1人は常勤		
			入所者が50を超えて 130を超えない	常勤換算3以上 1人は常勤		
			入所者が130を超える	常勤換算で3+利用者数50に対し1以上 1人は常勤		
		栄養士	1以上 定員が40以下の場合、処遇に支障がなければ置かないことができる。		同左	
		機能訓練指導員	1以上 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者。 同施設の他の職務に従事可。		同左	
		介護支援専門員	1以上 入所者数100に対し1以上 常勤専従だが、同施設の他の職務に従事可。		同左	

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準

標準

参酌すべき基準

			条文	一般(第1~4章)	条文	ユニット型(第5章)
設備基準	居室	定員	3	1人(例外2人)	40	同左
		一ユニット定員		-		おおむね10人以下
		一人当たりの床面積		10.65㎡以上		10.65㎡以上(2人:21.3㎡以上)
		居室を隔てる壁		-		ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
	ブザー等	設置		同左		
	共同生活室	形状		-		入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状
		床面積		-		2㎡×ユニットの定員以上
		設備・備品		-		必要な設備及び備品
	洗面設備	位置		居室のある階ごとに設置		居室ごと又は共同生活室ごとに適当数
		構造等		要介護者が使用するのに適したもの		同左
	便所	位置		居室のある階ごとに居室に近接		居室ごと又は共同生活室ごとに適当数
		ブザー等		設置		同左
		構造等		要介護者が使用するのに適したもの		同左
	静養室	位置		介護職員室又は看護職員室に近接		-
	浴室	構造等		要介護者が入浴するのに適したもの		同左
	医務室	形態		診療所		同左
		設備・備品		医薬品及び医療機器 必要に応じて臨床検査設備を設置		
食堂及び機能訓練室	広さ	それぞれ必要な広さ 合計面積は3㎡×定員以上 広さを確保できれば同一の場所でも可	-			
	備品	必要な物を設置				
廊下	廊下幅	1.8m以上 中廊下は2.7m以上	1.8m以上 中廊下は2.7m以上 廊下の一部を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には1.5m以上、中廊下は1.8m以上。			
火災その他非常災害対策			必要な設備	同左		

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準

標準

参酌すべき基準

	条文	一般(第1~4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	4 ①あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、勤務の体制等利用者のサービス選択に係る重要事項を文書で交付して説明を行い、利用申込者の同意を得て、提供を開始する。 ②入所申込者又はその家族から申し出があった場合には、承諾を得て、文書でなく、CD-ROM等の電子ファイルで提供してもよい。	49 (4準用)	同左
	提供拒否の禁止	4-2 正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。	49 (4-2準用)	同左
	サービス提供困難時の対応	4-3 病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等を行う。	49 (4-3準用)	同左
	受給資格等の確認	5 ①被保険者証によって、被保険者資格や要介護認定の有無や有効期間を確認する。 ②認定審査会意見があるときは、それに配慮してサービスを提供する。	49 (5準用)	同左
	要介護認定の申請に係る援助	6 ①要介護認定を受けていない利用者申込者については、意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。 ②要介護認定の更新の申請を有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。	49 (6準用)	同左
	入退所	7 ①常時介護を必要とし、居宅での介護が困難な者に対しサービスを提供する。 ②入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させる。 ③入所時に居宅介護支援事業者への照会等により心身の状況等の把握に努める。 ④入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。 ⑤④にあたって、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議する。 ⑥心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行う。 ⑦退所時に居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス等を提供する者との連携に努める。	49 (7準用)	同左
サービスの提供の記録	8 ①入所時に入所の年月日・施設の種類・名称を、退所時には退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。 ②提供した具体的なサービスの内容等を記録する。	49 (8準用)	同左	

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	9	<p>①法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、サービス費用基準額からサービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。</p> <p>②法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。</p> <p>③上記の支払を受ける額のほか、下記の費用の額の支払を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 食事の提供に要する費用 二 居住に要する費用 三 入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 理美容代 六 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの <p>④上記一から四までの費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>⑤上記に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、一から四までの費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>	41	同左
	10	法定代理受領に該当しないサービスの費用の支払を受けた場合は、サービス提供証明書を交付する。	49 (10準用)	同左
	11	<p>①施設サービス計画に基づき、処遇を妥当適切に行う。</p> <p>②漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。</p> <p>③処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。</p>	42	<p>①施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活を支援する。</p> <p>②各ユニットにおいて入居者が役割を持って生活を営むことができるよう配慮する。</p> <p>③プライバシーの確保に配慮する。</p> <p>④自立した生活の支援を基本として、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。</p> <p>⑤入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p>
		<p>④当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>⑤身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。</p>		<p>⑥当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>⑦身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。</p>
		⑥自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。		⑧自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	施設サービス計画の作成	12 <p>①管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 ②入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 ③適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 ④③のアセスメントに当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 ⑤入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 ⑥サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。 ⑦内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。 ⑧当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。 ⑨施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。 ⑩モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 一 定期的に入所者に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 ⑪下記の場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 一 入所者が要介護更新認定を受けた場合 二 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 ⑫②～⑧までの規定は、⑨に規定する施設サービス計画の変更について準用する。</p>	49 (12準用)	同左
	介護	13 <p>①自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。 ②週2回以上の入浴・清しき。 ③排せつの自立について必要な援助を行う。 ④おむつの適切な取り替え。 ⑤褥瘡発生予防のための体制整備。 ⑥離床、着替え、整容等を適切に行う。</p> <p style="background-color: #0070C0; color: white;">⑦常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。 ⑧入所者に対し、その負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p>	43	<p>①相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、適切な技術をもって行う。 ②入居者が、日常生活における家事を、役割を持って行うよう適切に支援する。 ③適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。やむを得ない場合には、清しきで可。 ④排せつの自立について必要な援助を行う。 ⑤おむつの適切な取り替え。 ⑥褥瘡発生予防のための体制整備。 ⑦離床、着替え、整容等を適切に行う。</p> <p style="background-color: #0070C0; color: white;">⑧常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。 ⑨入居者に対し、その負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p>
	食事	14 <p>①栄養・嗜好等を考慮した食事を適時に提供する。 ②可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援する。</p>	44	<p>①栄養・嗜好等を考慮した食事を提供する。 ②食事の自立について必要な支援を行う。 ③入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。 ④入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、共同生活室での食事を支援する。</p>
	相談及び援助	15 <p>入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。</p>	49 (15準用)	同左

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準

標準

参酌すべき基準

	条文	一般(第1~4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	社会生活上の便宜の提供等	16 ①教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。 ②行政機関等に対する手続について、その者又は家族が行うことが困難な場合は、その者の同意を得て、代行する。 ③入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。 ④入所者の外出の機会を確保するよう努める。	45	①嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、これらの活動を支援する。 ②行政機関等に対する手続について、その者又は家族が行うことが困難な場合は、その者の同意を得て、代行する。 ③入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。 ④入居者の外出の機会を確保するよう努める。
	機能訓練	17 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。	49 (17準用)	同左
	健康管理	18 医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採る。	49 (18準用)	同左
	入所者の入院中の取扱い	19 病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようする。	49 (19準用)	同左
	入所者の市町村への通知	20 以下に該当する場合は、意見を付してその旨を市町村に通知する。 一 正当な理由なしに指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	49 (20準用)	同左
	管理者による管理	21 管理者は、常勤専従。ただし、管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又はサテライト型居住施設の職務に従事することができる。	49 (21準用)	同左
	管理者の責務	22 ①施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 ②従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。	49 (22準用)	同左
	計画担当介護支援専門員の責務	22-2 一 入所の際に、居宅介護支援事業者に対する照会等により、入所者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握する。 二 入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。 三 居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、本人・家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行う。 四 退所の際に、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携する。 五 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。 六 苦情の内容等を記録する。 七 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。	49 (22-2準用)	同左
運営規定	23 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入所定員 四 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 その他施設の運営に関する重要事項を定めておかなければならない。	46	一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入居定員 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員 五 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 六 施設の利用に当たっての留意事項 七 非常災害対策 八 その他施設の運営に関する重要事項を定めておかなければならない。	

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	勤務体制の確保等	24 ①適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定める。 ②従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。 ③施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	47	①適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定める。 ②以下の職員配置を行う。 一 昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置。 二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置。 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置。 ③ユニット型施設は、ユニット型施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ④従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。
	定員の遵守	25 入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	48	ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
	非常災害対策	26 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。	49 (26準用)	同左
	衛生管理等	27 ①入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。 ②施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じる。 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。 三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。 四 別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。	49 (27準用)	同左
	協力病院等	28 ①協力病院を定めておく。 ②協力歯科医療機関を定めておくよう努める。	49 (28準用)	同左
	掲示	29 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。	49 (29準用)	同左
	秘密保持等	30 ①業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。 ③居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。	49 (30準用)	同左
	広告	31 内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	49 (31準用)	同左

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	一般(第1~4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	32 ①居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、利益を供与してはならない。 ②居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、利益を収受してはならない。	49 (32準用)	同左
	苦情処理	33 ①苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。 ②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録する。 ③入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行う。 ④市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告する。 ⑤入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。 ⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、内容を国民健康保険団体連合会に報告する。	49 (33準用)	同左
	地域との連携等	34 ①地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。 ②サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。	49 (34準用)	同左
	事故発生防止及び発生時の対応	35 ①事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。 一 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。 ②サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。 ③事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。 ④サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。	49 (35準用)	同左
	会計の区分	36 事業の会計をその他の事業の会計と区分する。	49 (36準用)	同左
	記録の整備	37 ①従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。 ②サービス提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。 一 施設サービス計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 市町村への通知に係る記録 五 苦情の内容等の記録 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	49 (37準用)	同左